

# 土庄町過疎地域持続的発展計画

令和3年9月

令和5年6月変更

土 庄 町



## 【目次】

1. 基本的な事項	
(1) 土庄町の概況	1
ア 自然的、歴史的、社会的、経済的諸条件の概要	
① 自然的条件	
② 歴史的条件	
③ 社会的・経済的条件	
イ 土庄町における過疎の状況	
① 人口等の動向	
② 現在の課題及び今後の見通し	
ウ 社会経済的発展の方向の概要	
(2) 人口及び産業の推移と動向	3
ア 人口及び産業の推移と動向	
(3) 土庄町の行財政の状況	7
ア 行政の状況と動向	
イ 財政の現況と動向	
ウ 施設整備水準の現況と動向	
(4) 地域の持続的発展の基本方針	10
① 住んでよく、訪れてよかったと思えるまち	
② 誰もが安全で安心して暮らせるまち	
③ 子育てしやすく、賑わいのあるまち	
④ 住み慣れた地域で豊かに暮らせるまち	
⑤ 協働と連携により、自律するまち	
(5) 地域の持続的発展のための基本目標	11
(6) 計画の達成事項の評価に関する事項	11
(7) 計画期間	11
(8) 公共施設等総合管理計画との整合	11
2. 移住・定住・地域間交流の促進、人材育成	
(1) 現況と問題点	12
① 移住・定住	
② 地域間交流	
③ 人材育成	
(2) その対策	13
① 移住・定住	
② 地域間交流	

③ 人材育成	
④ 過疎地域持続的発展特別事業	
(3) 事業計画	15
3. 産業の振興	
(1) 現況と問題点	16
① 農林水産業	
② 工業	
③ 商業	
④ 観光・レクリエーション	
⑤ その他	
(2) その対策	18
① 農林水産業	
② 工業	
③ 商業	
④ 観光・レクリエーション	
⑤ 過疎地域持続的発展特別事業	
⑥ その他	
(3) 事業計画	22
(4) 産業振興促進事項	25
(i) 産業振興促進区域及び振興すべき業種	
(ii) 当該業種の振興を促進するために行う事業の内容	
(iii) 他の市町村との連携	
(5) 公共施設等総合管理計画等との整合	25
4. 地域における情報化	
(1) 現況と問題点	26
① 情報化	
(2) その対策	26
① 情報化	
② 過疎地域持続的発展特別事業	
(3) 事業計画	27
5. 交通施設の整備、交通手段の確保	
(1) 現況と問題点	29
① 陸上交通	
② 海上交通	
(2) その対策	29
① 陸上交通	

② 海上交通	
③ 過疎地域持続的発展特別事業	
④ その他	
(3) 事業計画	32
(4) 公共施設等総合管理計画等との整合	33
6. 生活環境の整備	
(1) 現況と問題点	34
① 水資源	
② 廃棄物処理	
③ 火葬場	
④ 消防	
⑤ 住宅	
(2) その対策	36
① 水資源	
② 廃棄物処理	
③ 火葬場	
④ 消防	
⑤ 住宅	
⑥ 過疎地域持続的発展特別事業	
(3) 事業計画	39
(4) 公共施設等総合管理計画等との整合	41
7. 子育て環境の確保、高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進	
(1) 現況と問題点	43
① 高齢者福祉	
② 児童福祉	
③ 母子・父子福祉	
④ 障害者（児）福祉	
⑤ 保健	
⑥ その他	
(2) その対策	45
① 高齢者福祉	
② 児童福祉	
③ 母子・父子福祉	
④ 障害者（児）福祉	
⑤ 保健	
⑥ 過疎地域持続的発展特別事業	

⑦ その他	
(3) 事業計画	48
(4) 公共施設等総合管理計画等との整合	53
8. 医療の確保	
(1) 現況と問題点	54
(2) その対策	54
① 医療体制の充実	
② 過疎地域持続的発展特別事業	
(3) 事業計画	55
9. 教育の振興	
(1) 現況と問題点	56
① 学校教育	
② 幼児教育	
③ 社会教育	
④ 人権教育	
⑤ スポーツ・レクリエーション	
(2) その対策	59
① 学校教育	
② 幼児教育	
③ 社会教育	
④ 人権教育	
⑤ スポーツ・レクリエーション	
⑥ 過疎地域持続的発展特別事業	
(3) 事業計画	62
(4) 公共施設等総合管理計画等との整合	64
10. 集落の整備	
(1) 現況と問題点	66
(2) その対策	66
① 集落の再編整備	
② 過疎地域持続的発展特別事業	
(3) 事業計画	67
11. 地域文化の振興等	
(1) 現況と問題点	68
(2) その対策	68
① 地域文化の振興	
② 過疎地域持続的発展特別事業	

(3) 事業計画	69
(4) 公共施設等総合管理計画等との整合	69
12. 再生可能エネルギーの利用の推進	
(1) 現況と問題点	70
(2) その対策	70
(3) 事業計画	70
13. その他地域の持続的発展に関し必要な事項	
(1) 現況と問題点	71
(2) その対策	71
① 過疎地域持続的発展特別事業	
(3) 事業計画	71
過疎地域持続的発展特別事業 事業計画	72

# 1. 基本的な事項

## (1) 土庄町の概況

### ア. 自然的、歴史的、社会的、経済的諸条件の概要

#### ① 自然的条件

本町は、瀬戸内海国立公園の東部にあって備讃瀬戸の入り口に位置する小豆島の西北部及び豊島を含めた地域を行政区域としている。東南部は小豆島町と境を接し、東西26.9km、南北11.5kmにわたって広がり、総面積は74.38km<sup>2</sup>の海と山の美しい自然に恵まれた町である。

地勢は、小豆島を東西に走る脊梁山地の北部及びこれが西に続く200m級から300m級の山をいただく島嶼部からなり、約90kmにおよぶ長大な海岸線及び付属島嶼とあいまって、国立公園と呼ぶにふさわしい内海美を誇っている。

気候は、温暖寡雨の瀬戸内式気候で、冬季は比較的暖かく、平地での積雪はほとんど見られない。

#### ② 歴史的条件

本町における文化の発祥は、約2万5千年以前の旧石器時代に認められ、県内でも最古の部類に属する。また、統治の起源は、律令社会の出現となった少なくとも西暦712年以前にさかのぼり、その後は主に皇族寺社などの荘園、室町時代は細川氏の管領、また織田、豊臣、徳川等の天領として倉敷代官所の支配を受け、また、一部は津山藩領として明治維新を迎えた。

ついで、明治4年7月の廃藩置県により、津山県、倉敷県に属し、その後県の名称は様々に変わったが、常に現在の香川県の一部として変遷を重ね現在に至っている。また、明治23年の町村制実施により成立した土庄村(明治31年に土庄町と改称)、淵崎村、四海村、大鐸村、北浦村及び豊島村が昭和30年4月1日に合併し、新しく土庄町として発足。同32年7月1日に大部村を編入し、今日に至っている。

#### ③ 社会的・経済的条件

土庄町の若年層人口は、昭和45年の22.2%を最高に、以降は町外就職、就学等により減少の一途をたどっている。また人口動態のうち、出生死亡を内容とする自然動態をみると、死亡者数は、昭和35年以降大きな変化はないものの年間出生者数の減少は著しく、昭和35年当時の343人から平成30年では71人と約5分の1に減少している。また、転入転出を内容とする社会動態は毎年転出超過を続けているものの、その内容には顕著な傾向は見られない。しかし、転入転出の総数、つまり社会移動の全体数が少なくなっているのが目立つ。人口の著しい減少は、高度経済成長による労働力の都市への流出、また高度教育を求めての島外流出が主な原因であり、それによる少子・



高齢化の進行など、人口構造上の問題がみられる。

海上交通は、小豆島の表玄関である土庄港から高松、岡山・宇野へ、また大部港からは岡山県日生へと合計4航路、47便が運航されており、住民及び観光客の足となっている。

本町は、ホテル等観光施設の整備された観光の町として、また小豆島の商業中心地として栄えてきた。第2次産業としては、伝統の手延素麺や醤油、石工品、ごま油があり、第1次産業としては、施設園芸、畜産に至る農業、海苔養殖から沿岸漁業に至る漁業がある。

## イ. 土庄町における過疎の状況

### ① 人口等の動向

本町の人口は、昭和30年町村合併時から平成27年度までの間に26,802人から14,002人となり、一貫して減少を続けている。これは人数にして12,800人、率にして約48%の減少である。また、平成12年(2000年)以降の5年毎の人口減少率は、我が国の高度成長期にあたる昭和35年から40年までの時期には5%台であったのに対し、7%台を維持している。

このような過疎化現象は、産業構造の変化や都市部への経済活動の集中などによって、若年層を中心に町外へと流出、これに伴う出生数の低下に起因するものであり、町全体の高齢化が急速に進行していることを表している。

### ② 現在の課題及び今後の見通し

恵まれた自然条件のもとで、本町は、従来から観光立町を標榜し、観光を町政の重要施策と位置づけ、必要な港湾、道路、水資源確保等の基盤施設の整備に取り組んできた。

そのような中、海と島を舞台にした現代アートの祭典である瀬戸内国際芸術祭2010の開催地として新たな魅力の発掘がなされ、交流人口の増加や大きな経済効果を生み、一時は伸び悩んでいた観光関連産業に光明が見えてきたが、3年に1度開催されるため、開催年と通常年で格差が生じており、芸術祭の開催を取りやめられた場合の地域経済への影響が不安視されている。

また、本町は、島嶼部であるため、他地域を結ぶ唯一の交通手段が海上交通に頼る現状であり、本州四国三架橋時代や中四国高速道路網の整備による生活圏の広域化、長引く景気の低迷、小雨による濁水等から、自然的、経済的、社会的に大きなダメージを受けている。

このような状況の中、住民参画のもとに人々が交流し、新しい文化や情報、産業を育む場としての求心力をもったまちづくりが必要である。

## ウ. 社会経済的発展の方向の概要

長引く景気の低迷を背景として、生産機能の集約化や事業部門の見直し、また、生産拠点の移転に加えて、生産縮小や雇用調整を行う企業が増加している。

このような状況の中で、活力あるまちを創造するためには、産業を活性化することが何より重要な課題となっている。そのため、こうした変化と各産業の動向と現状を踏まえ、各産業間の連携と基盤整備の推進により、産業の新たな魅力づくりを図ることが求められている。

第1次産業については、先端技術の導入や銘柄産地化などによる農業の振興、多機能資源としての機能向上による林業の振興、養殖技術の向上と観光への取り組み誘導による漁業の振興に加え、後継者の安定確保などが要請されている。

第2次産業については、景気の低迷という厳しい状況にあるものの、技術の高度化や情報化による研究・開発型産業の発展が予想されることから、本町の立地条件を生かした既存企業の経営改善などが求められている。

第3次産業については、郊外型大型小売店舗の進出、消費者ニーズの多様化、後継者不足などによる空洞化、衰退化が進み、産業基盤が低下するなか魅力ある商店街の形成に努め、商業・業務機能の充実を図る必要がある。また、流通の効率化、金融や生活関連の情報サービス業の充実、個人店の経営改善などが求められている。

## (2) 人口及び産業の推移と動向

本町における人口の推移は、昭和40年から45年の減少率6.3%をピークに減少率は鈍化の方向にあったものの、昭和60年以降再び減少率が拡大の方向を示すようになり、平成27年では減少率が7.4%となった。65歳以上の高齢者の占める割合は平成27年で38.1%となり、年を追う毎に増加の傾向を示している。

また、人口の年齢別構成からは、平成27年国勢調査によると0歳から14歳が1,372人(9.8%)、15歳から64歳が7,293人(52.1%)、65歳以上が5,337人(38.1%)となっている。本町の人口構成は、高齢者層が多く、出産適齢期層の若年層が少ないので、今後も自然減を中心とした人口減少傾向が続くものと見込まれる。

産業別人口は、昭和35年と比べ平成27年国勢調査では第1次産業が38.9%から7.0%、第2次産業が23.6%から26.0%、第3次産業が37.5%から67.0%へと推移しているように、農業などの第1次産業の急激な減少と第3次産業の増加が進行してきた。このような経過の中で現在の産業構成は、就業人口、生産額においても人口構成に比較して第3次産業の占めるウエイトがさらに増すといった傾向にある。

○ 人口の推移（国勢調査）

区分	昭和35年		昭和40年		昭和45年		昭和50年		昭和55年	
	実数		実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率
総数	人 24,879	人 23,514	% △ 5.5	人 22,037	% △ 6.3	人 21,521	% △ 2.3	人 21,398	% △ 0.6	
0歳～14歳	8,618	6,656	△ 22.8	5,240	△ 21.3	4,677	△ 10.7	4,539	△ 3.0	
15歳～64歳	14,040	14,499	3.3	14,233	△ 1.8	13,945	△ 2.0	13,656	△ 2.1	
うち 15歳～ 29歳(a)	4,643	4,984	7.3	4,890	△ 1.9	4,566	△ 6.6	3,962	△ 13.2	
65歳以上 (b)	2,221	2,359	6.2	2,564	8.7	2,899	13.1	3,203	10.5	
(a)/総数 若年層比率	% 18.7	% 21.2	—	% 22.2	—	% 21.2	—	% 18.5	—	
(b)/総数 高齢者比率	% 8.9	% 10.0	—	% 11.6	—	% 13.5	—	% 15.0	—	

区分	昭和60年		平成2年		平成7年		平成12年		平成17年	
	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率
総数	人 20,752	% △ 3.0	人 20,191	% △ 2.7	人 19,074	% △ 5.5	人 17,711	% △ 7.1	人 16,411	% △ 7.3
0歳～14歳	4,257	△ 6.2	3,729	△ 12.4	3,015	△ 19.1	2,385	△ 20.9	1,905	△ 20.1
15歳～64歳	12,905	△ 5.5	12,403	△ 3.9	11,374	△ 8.3	10,329	△ 9.2	9,470	△ 8.3
うち 15歳～ 29歳(a)	3,135	△ 20.9	3,011	△ 4.0	2,799	△ 7.0	2,450	△ 12.5	1,945	△ 20.6
65歳以上 (b)	3,590	12.1	4,059	13.1	4,685	15.4	4,997	6.7	5,036	0.8
(a)/総数 若年層比率	% 15.1	—	% 14.9	—	% 14.7	—	% 13.8	—	% 11.9	—
(b)/総数 高齢者比率	% 17.3	—	% 20.1	—	% 24.6	—	% 28.2	—	% 30.7	—

区分	平成22年		平成27年		令和2年	
	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率
総数	人 15,123	% △ 7.8	人 14,002	% △ 7.4	人 12,846	% △ 8.3
0歳～14歳	1,587	△ 16.7	1,372	△ 13.5	1,222	△ 10.9
15歳～64歳	8,498	△ 10.3	7,293	△ 14.2	6,072	△ 16.7
うち 15歳～ 29歳(a)	1,521	△ 21.8	1,253	△ 17.6	979	△ 21.9
65歳以上 (b)	5,038	0.0	5,337	5.9	5,552	4.0
(a)/総数 若年層比率	% 10.1		% 8.9		% 7.6	
(b)/総数 高齢者比率	% 33.3		% 38.1		% 43.2	

○ 人口の推移（住民基本台帳）

区 分	平成12年3月31日		平成17年3月31日			平成22年3月31日		
	実 数	構成比	実 数	構成比	増減率	実 数	構成比	増減率
総 数	人 18,599	—	人 17,276	—	% △ 7.1	人 16,041	—	% △ 7.1
男	8,669	% 46.6	8,097	% 46.9	△ 6.6	7,514	% 46.8	△ 7.2
女	9,930	% 53.4	9,179	% 53.1	△ 7.6	8,527	% 53.2	△ 7.1

区 分	平成27年3月31日			平成31年3月31日			令和2年3月31日		
	実 数	構成比	増減率	実 数	構成比	増減率	実 数	構成比	増減率
総 数	人 14,785	—	% △ 7.8	人 13,775	—	% △ 6.8	人 13,550	—	% △ 1.6
男	6,948	% 47.0	△ 7.5	6,479	% 47.0	△ 6.8	6,408	% 47.3	△ 1.1
女	7,837	% 53.0	△ 8.1	7,296	% 53.0	△ 6.9	7,142	% 52.7	△ 2.1
参 考	男(外国人住民)	17		28			29		
	女(外国人住民)	55		63			70		

○ 自然・社会動態の推移（香川県人口移動調査）

	人口増減	自然動態			社会動態			総人口に占める割合
		自然増減	出 生	死 亡	社会増減	転 入	転 出	
昭和35年	人 △ 298	人 114	人 343	人 229	人 △ 412	人 1,447	人 1,859	% △ 1
昭和45年	△ 217	38	269	231	△ 255	1,150	1,405	△ 1
昭和55年	△ 86	73	307	234	△ 159	837	996	△ 0
平成 2年	△ 151	△ 43	185	228	△ 108	701	809	△ 1
平成12年	△ 184	△ 121	119	240	△ 63	680	743	△ 1
平成22年	△ 243	△ 185	91	276	△ 58	461	519	△ 2
平成27年	△ 258	△ 168	82	250	△ 90	415	505	△ 2
平成31年	△ 223	△ 128	78	206	△ 95	377	472	△ 2

（香川県人口移動調査）

○ 産業別人口の動向（国勢調査）

区分	昭和35年		昭和40年		昭和45年		昭和50年		昭和55年	
	実数		実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率
総数	人		人	%	人	%	人	%	人	%
	11,341		10,927	△ 3.7	11,035	1.0	10,451	△ 5.3	10,638	1.8
第一次産業	%		%	—	%	—	%	—	%	—
就業人口比率	38.9		30.0		22.5		15.8		12.8	
第二次産業	%		%	—	%	—	%	—	%	—
就業人口比率	23.6		27.0		29.4		31.5		33.9	
第三次産業	%		%	—	%	—	%	—	%	—
就業人口比率	37.5		43.0		48.1		52.7		53.3	

区分	昭和60年		平成2年		平成7年		平成12年		平成17年	
	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率
総数	人		人	%	人	%	人	%	人	%
	10,003	△ 6.0	9,727	△ 2.8	9,436	△ 3.0	8,491	△ 10.0	7,831	△ 7.8
第一次産業	%	—	%	—	%	—	%	—	%	—
就業人口比率	12.5		10.0		9.6		8.4		7.8	
第二次産業	%	—	%	—	%	—	%	—	%	—
就業人口比率	33.4		33.9		34.8		32.1		29.1	
第三次産業	%	—	%	—	%	—	%	—	%	—
就業人口比率	54.1		56.1		55.6		59.5		63.1	

区分	平成22年		平成27年		令和2年	
	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率
総数	人	%	人	%	人	%
	7,109	△ 9.2	6,704	△ 5.7	6,167	△ 8.0
第一次産業	%	—	%	—	%	—
就業人口比率	7.1		7.0		6.6	
第二次産業	%	—	%	—	%	—
就業人口比率	27.1		26.0		25.8	
第三次産業	%	—	%	—	%	—
就業人口比率	65.8		67.0		67.6	

### (3) 土庄町の行財政の状況

#### ア. 行政の現況と動向

本町は、昭和30年4月1日、町村合併促進法により、土庄町、淵崎村、四海村、大鐸村、北浦村及び豊島村が合併し、同32年7月1日に大部村を編入し、現在に至っている。

小豆郡2町（小豆島町、土庄町）は、日常生活圏の拡大に伴い、個々の自治体だけで解決するには困難かつ非効率の行政需要を共同して推進するため、昭和46年に香川県小豆地区広域市町村圏の指定を受け、生活環境整備、社会福祉施設、消防に関する事務等を共同で事務処理している。また、伝法川防災溜池事業組合を設立運営している。加えて、平成28年に開院した小豆島中央病院の運営のため小豆島中央病院企業団を設立し、平成29年には水道事業の効率的な運営のため、香川県及び県内16市町が構成する香川県広域水道企業団が設立され、小豆ブロックとして水道事業を共同で実施している。

今後においても、住民の利便性と行政の効率化の視点に立ち、環境、交通、医療、情報化、文化などの分野での近隣町との一層の連携を進めていく必要がある。また、簡素で効率的な行政運営を展開するとともに、多様化する住民ニーズに即応する、住民に開かれたまちづくりを推進していかなければならない。

#### イ. 財政の現況と動向

令和元年度決算状況による実質公債費比率は7.6%で、経常収支比率は平成28年度に90%を初めて超え、財政構造の弾力性がなくなりつつある。歳入面では、地方交付税、国・県支出金、町債等の依存財源が66.1%と長期債務依存型の構造である。歳出面では、義務的経費が29.3%を占め硬直化傾向にある。

また、景気の低迷による税収の伸び悩みに加えて、建物の老朽化に伴う更新時期を迎えていること、また、高齢化の進展する本町においては、さらに福祉部門の行政需要の増加が見込まれることから、今後の財政運営にとって、ますます厳しい環境になることが予想される。

このような状況のもと、多様化する住民のニーズに対応するためには、徹底した行財政改革に取り組み、自己決定・自己責任による地方分権の理念に基づき、各種施策・事業の選択と重点化を行うとともに、最小の経費で最大の効果が得られるように限られた財源を有効かつ効率的に配分し、積極的な施策の展開を図っていくことが必要である。

#### ウ. 施設整備水準の現況と動向

行政関係では、未耐震及び老朽化に伴う新庁舎建設を平成29年度から令和3年度にかけて行い、南海トラフ地震などの災害時に対応できる拠点として行政機能の強化と、住民の利便性向上を図った。

保健・医療・福祉関係では、平成7年度及び8年度において町立病院の増改築、医療機

器の整備を行い、平成9年度から11年度にかけては小豆広域事務組合において老人ホーム、デイサービスセンターを建設し、平成12年度には町立病院に隣接して保健福祉総合施設の建設を行い、施設の整備充実を図ってきた。

教育関係では、土庄、湊崎、北浦、四海小学校を平成27年に統合し、新たに土庄小学校を建設した。中学校については、平成20年度、21年度に土庄中学校校舎を建設した。また、土庄幼稚園と湊崎幼稚園、愛の園保育所を令和元年度に統合し、新たに土庄こども園を建設した。

地域の拠点である公民館については、老朽化に伴い四海公民館の建設を平成30年に行った。生涯スポーツの振興と健康の増進のため、昭和63年度以降に高見山運動公園、御影運動公園やフレトピアホール（体育館）等の整備を行うとともに、地域における健康・体力づくりの増進のため、平成17年度以降、閉校となった小学校の体育館やグラウンドを、順次、社会体育施設へと転換した。また、生涯学習の拠点として、平成15年度に中央図書館を建設した。

生活関連施設については、合併処理浄化槽設置補助、生活排水路、生活道路、斎場、公営住宅等の整備を実施してきた。

産業関係では、小豆島の玄関である土庄港を整備するとともにフェリーターミナルの建設、水産業の振興をめざして各漁港の整備、また、町の基幹産業の観光振興を図るため、小豆島尾崎放哉記念館、大坂城残石記念公園（石と歴史の資料館）等の建設を行った。

また、旧高松法務局土庄出張所庁舎を、域学連携交流施設「夢すび館」と移住体験施設「島ぐらし体験の家」へと改修し、遊休施設を活用して整備した。

以上のように逐次、整備してきたが、今後も財政運営の健全化を維持しながら計画的に整備を図っていく必要がある。

○ 市町村財政の状況

(単位：千円)

区 分	平成12年度	平成17年度	平成22年度	平成27年度	令和元年度
歳入総額 A	7,500,683	7,080,503	7,283,703	9,254,377	9,949,165
一般財源	5,599,637	5,509,089	5,206,260	5,798,663	6,003,206
国庫支出金	319,397	209,850	546,897	672,393	840,408
都道府県支出金	625,292	601,186	724,781	655,821	477,577
地方債	193,032	272,600	311,400	2,050,419	1,903,375
うち過疎債	0	74,400	142,200	741,900	178,500
その他	763,325	487,778	494,365	77,081	724,599
歳出総額 B	7,039,243	6,727,414	6,805,490	8,633,568	9,350,877
義務的経費	3,032,191	2,991,237	2,807,453	2,679,499	2,738,862
投資的経費	1,113,992	988,178	1,137,482	940,254	2,446,434
うち普通建設事業	1,113,992	798,342	1,135,710	902,911	2,394,932
その他	2,893,060	2,747,999	2,860,555	5,013,815	4,165,581
(過疎対策事業費)	0	191,287	2,860,555	3,438,207	3,791,923
歳入歳出差引額 C(A-B)	461,440	353,089	478,213	620,809	598,288
翌年度へ繰越すべき財源 D	10,467	14,014	51,689	128,392	79,905
実質収支 C-D	450,973	339,075	426,524	492,417	518,383
財政力指数	0.373	0.392	0.387	0.356	0.370
公債費負担比率	15.8	15.8	15.9	13.1	6.0
実質公債費比率	—	—	12.1	7.0	7.6
起債制限比率	10.3	9.9	—	—	—
経常収支比率	84.5	89.1	86.8	84.8	92.6
将来負担比率	—	—	72.4	44.2	13.8
地方債現在高	7,634,184	7,184,298	6,743,004	9,221,474	11,334,602

○ 主要公共施設等の整備状況

区分	昭和45年度末	昭和55年度末	平成2年度末	平成12年度末	平成22年度末
市町村道					
改良率(%)	8.6	13.0	25.6	27.3	29.7
舗装率(%)	13.4	50.0	80.0	81.0	83.6
農道延長(m)					44,105
耕地1ha当たり農道延長(m)	—	75.9	51.1	41.3	—
林道延長(m)					14,104
林野1ha当たり林道延長(m)	—	2.2	4.2	3.3	—
水道普及率(%)	86.6	97.1	99.6	99.3	99.0
水洗化率(%)	—	5.9	29.1	40.5	60.9
人口千人当たり病院、診療所の病床数(床)	9.2	9.6	10.4	8.9	9.1

区分	平成27年度末	令和元年度末
市町村道		
改良率(%)	31.2	31.7
舗装率(%)	85.4	85.4
農道延長(m)	44,105	44,105
耕地1ha当たり農道延長(m)	—	—
林道延長(m)	14,104	14,104
林野1ha当たり林道延長(m)	—	—
水道普及率(%)	99.3	99.3
水洗化率(%)	60.4	62.4
人口千人当たり病院、診療所の病床数(床)	7.8	0.0



#### (4) 地域の持続的発展の基本方針

官民の協働・連携が求められる中、町の資源（人材、自然、技術、情報、地域資源等）を最大限に活用して、賑わいに満ち、温かみを実感できる地域経営を行うため、経済環境の再生、生活環境の充実、自然環境の整備を基本に各種施策を推進するため、まちづくりの基本方向を「魅力あるまちづくり」「安心して快適なまちづくり」「支え合うまちづくり」と定め、それぞれの協調・調和を図りながら持続可能なまちづくりを進める。

また、これらに対応した施策を進めるため、「協働と連携 ともに創ろう地域ブランド」を指針に5つの分野により、それぞれ相互に協調・調和を図りながら、創意と工夫を持って取り組んでいく。

##### ① 住んでよく、訪れてよかったと思えるまち

既存観光資源の有効活用、4R運動を促進し循環型の社会の形成、適正な森林整備、水産物の安定供給のために資源管理の推進と漁業経営の安定確保、既存の商業・工業・サービス業の強化、若者から高齢者まで雇用が確保されるよう企業立地を図り、若者の地元就職やU・I・Jターンの促進に努める。また、本町の活性化を促す交流人口の拡大、さらに各地区の地域特性を生かした景観まちづくりを進める。

##### ② 誰もが安全で安心して暮らせるまち

安全・安心な給水体制の充実に努めるとともに、河川等の水質保全に向けた生活排水処理対策を図る。また、防犯・パトロール活動の促進や防犯灯を設置するとともに、消防・防災体制の強化、自主防災組織の育成など危機管理体制の充実に取り組む。さらに、町道網の整備及び維持管理、橋りょうの長寿命化を推進する。

##### ③ 子育てしやすく、賑わいのあるまち

確かな学力、豊かな心、健やかな体など「生きる力」を育む学校教育を推進する。生涯学習社会の形成に向け、各世代の学習ニーズに即した講座の開催や学習活動を促進する。さらに、スポーツ活動の振興、住民主体の文化芸術活動や有形・無形文化財の保存・活用に努める。また、安心して子どもを産み育てられる子育て支援体制を充実する。これらに加え、人権が尊重される社会と男女共同参画社会の形成を図る。

##### ④ 住み慣れた地域で豊かに暮らせるまち

健康寿命を延ばしいきいきと暮らせるよう、健康診査・指導等の推進をはじめ、公立病院の機能の充実や離島における医療体制の維持に努める。また、全ての人々が安心して暮らせるユニバーサルデザインのまちづくりを進めるとともに、高齢者や障害者が自立して暮らせるよう支援体制を充実させる。さらに、安心して老後を過ごせるよう、社会保障制度の周知と適正な運用を図る。

## ⑤ 協働と連携により、自律するまち

自治会や旧村単位でのコミュニティ活動の活性化に取り組む。また、住民・行政・事業者がともにまちづくりを進めるため、協働体制の一層の強化を図る。さらに、多様な分野における情報サービスの提供のため、電子自治体の構築とまち全体の情報化を一体的に進める。これらに加え、行財政改革を推進するとともに、町域を超える広域的な行政課題に対応していく。

## (5) 地域の持続的発展のための基本目標

土庄町まち・ひと・しごと総合戦略で掲げる、「2060年(令和42年)に人口1万人」を目指して、2025年(令和7年)には人口12,334人を目標とする。

## (6) 計画の達成事項の評価に関する事項

### ① 評価を行う時期

計画の評価については、計画期間の最終時期(令和7年度)に行う。

### ② 評価の方法

計画の評価については関係各課より達成状況を取りまとめ、町のホームページで公表し意見を聴取する。

## (7) 計画期間

この計画の計画期間は、令和3年4月1日から令和8年3月31日までの5箇年間とする。

## (8) 公共施設等総合管理計画との整合

### 【土庄町公共施設等総合管理計画における基本的な方針】

#### ◆建物系公共施設

- ・既存の公共施設の有効活用
- ・計画的な施設の総量の縮減
- ・適正な施設の維持管理による安全確保

#### ◆土木系公共施設・企業会計施設

- ・費用対効果を考慮した適切な整備の実施
- ・修繕計画に基づいた定期点検の実施
- ・長寿命化ライフサイクルコストの抑制

### 【計画との整合について】

上記基本的な方針を踏まえて本計画を策定する。

## 2. 移住・定住・地域間交流の促進、人材育成

### (1) 現況と問題点

#### ① 移住・定住

本町の人口は、昭和55年から一貫して減少傾向が続いており、平成27年の総人口は14,002人であり、平成22年よりも1,121人、7.4%減少しており、平成12年以降5年間の減少率が7%を超える水準となっている。

自然増減は、平成7年以来、死亡数が出生数を上回る自然減が続いており、緩やかに減少が拡大している。出生数は、平成30年に過去最低の71人となり、死亡数は増加傾向がみられる。

社会増減は、平成7年以来、転出が転入を上回る社会減が続いており、過去10年間ではおおむね横ばいとなっている。転入者数については、平成26年あたりに増加したものの、近年は400人を割る水準となっている。転出者数については、平成25年から平成27年ごろに増加したものの、近年は低い水準となっている。

本町においては、社会増減の影響が大きく、転出が減るような施策の必要性とともに、自然増減・社会増減の両面に対する施策が求められている。若年層を中心に毎年転入者があり、その数も安定的に推移しているが、依然として転出者が転入者を上回る社会減の状況が続いており、地方への新しい人の流れをつくるため、若者の地方での就労を促すなど、地域内外の有用な人材を積極的に確保・育成し、さらなる移住定住促進に向けた取り組みをする必要がある。

本町は、豊かな自然環境、特産品などの地域資源に恵まれており、瀬戸内海特有の年間を通じて天気や湿度が安定して気候も穏やかであることから、今後は観光産業の充実などにより、海外も含めた旅行者への態勢を整えていくことが重要であり、観光交流の潜在能力を活かし、交流人口を拡大させることで、地域の観光産業や商業の活性化を図るとともに、本町の魅力発信を積極的に展開することで、交流人口の増加及び定住人口の増加につなげていく必要がある。

#### ② 地域間交流

これまでの連携中枢都市圏による構成市町との連携やふるさと納税、域学連携等で築いてきた域外との継続的な関係をさらに充実させるとともに、新たな域外の人や企業・団体と関係づくりを進め、地域間交流の促進、関係人口の創出・拡大を図ることが必要である。

また、小豆島の姉妹島であるギリシャ・ミロス島との交流会を広域行政において促進し、地域の国際化と地域イメージの向上に努めていく。

### ③ 人材育成

地域の産業人材の確保をさらに進めるとともに、域内外の学生等を対象に魅力的なプログラムを提供することにより、地域活動の人材育成にも取り組んでいくことが求められている。

人口減少や高齢化に伴い、地域活動の担い手の不足が危惧される中で、本町と継続的な関係を持ち、地域の人々と関わる「関係人口」の創出により、リーダーとなる地域人材の発掘や誘致、育成に取り組む必要がある。

## (2) その対策

### ① 移住・定住

- ・ 移住検討者に対する相談体制を強化し、移住・定住に向けたサービス支援の向上を図る。具体的には、若者をはじめとする人口流入のための移住相談のワンストップ化、香川県や瀬戸・高松広域連携中枢都市圏構成市町、NPO法人など関係団体との連携強化、お試し移住体験ができる中長期滞在施設の整備及び運営、また、観光振興等と一体となった中期滞在ツアーや各種支援などに取り組み、さらなる移住促進を図る。

目 標	令和2年度実績	令和7年度
転入者数	280人	500人/年
移住者数	204人	230人/年

### ② 地域間交流

- ・ 大学等との交流において、大学生等が中・長期滞在可能な交流拠点施設やサテライトキャンパス等を整備・運営し、また、その運営等に関しては、香川県、瀬戸・高松広域連携中枢都市圏構成市町やNPO法人など関係団体との連携も図る。
- ・ 小豆島の姉妹島であるギリシャ・ミロス島との交流を広域行政において促進し、地域の国際化と地域イメージの向上に努め、国際感覚豊かな人材の育成を図る。

### ③ 人材育成

- ・ まちづくりを担う人材が、就労後も専門的知識を学ぶことができるようリカレント教育が受けられる体制・施設の整備、本町にある学校・教育機関等と島外の大学・教育機関等による学校間交流、また、多方面での新たな仕組みづくりや価値観の創造をテーマとした『実践の場』を大学等に提供することで生み出されたアイデアを取り入れることで、本町の新しい魅力づくり等を行う。

### ④ 過疎地域持続的発展特別事業

- ・ 他地域との交流活動を推進し、二地域居住など価値観やライフスタイルの多様

化に対応できる事業に取り組み、本町の活性化を促すことが期待できる関係人口の拡大を図る。

- ・ 移住後の生活サポートやハローワークと連携した島内企業情報の集約、効率的な就職情報の提供、マッチング支援など雇用面の充実を図るとともに、シェア（レンタル・サテライト）オフィスなど多様な働き方に対応する就業環境の整備及び事業を進め、定住促進を図る。
- ・ 地域おこし協力隊や地域活性化起業人などの制度を活用することで、事業内容拡充や連携、地域の人材育成及び確保を図るとともに、高齢化・後継者・人材不足の問題を抱えている他団体等とも連携し、地域や産業等の活性化、新たな魅力等の掘り起こしなどにつなげる。また、住民や企業と都市住民等が交流できる場を整備し、交流人口、関係人口の創出を図る。
- ・ 人口減少や高齢化に伴い、地域活動の担い手の不足が危惧される中で、本町と継続的な関係を持ち、地域の人々と関わる関係人口の創出により、リーダーとなる地域人材の発掘や誘致、育成に取り組む。
- ・ 歴史友好都市である岡山県津山市、友好都市提携の富山県南砺市及び友好公園都市としての青森県野辺地町との交流を深める。

(3) 事業計画 (令和3年度~7年度)

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業 主体	備考
1 移住・定 住・地域間 交流の促 進、人材育 成	(1) 移住・定住	交流拠点整備事業 (移住・定住)	町	
	(2) 地域間交流	交流拠点整備事業 (地域間交流)	町	
	(3) 人材育成	交流拠点整備事業 (人材育成)	町	
	(4) 過疎地域 持続的発 展特別事 業			
	移住・定住	移住交流推進事業 内容：移住・定住の促進 必要性・効果：人口減少対策、地域の活性化	町	
	地域間交流	友好都市交流事業 内容：地域間交流の促進 必要性・効果：文化の交流、地域の活性化	町	
		雲仙市交流事業 内容：地域間交流の促進 必要性・効果：文化の交流、地域の活性化	町	
	域学連携交流事業 内容：大学等との交流促進 必要性・効果：新たな魅力づくり	町		
	人材育成	地域活性化支援事業 内容：人材の確保及び育成 必要性・効果：地域の活性化、人口減少対策	町	

### 3. 産業の振興

#### (1) 現況と問題点

##### ① 農林水産業

###### 1. 農業

農家数は、昭和55年の1,508戸から平成27年には498戸と3分の1以下に減少し、しかもその70%が兼業農家であり、一戸当たりの経営耕地面積も約30aと零細な経営規模である。ほ場整備、用排水路、農道等の整備を進め、農業生産基盤の向上を図ってきたが、担い手不足の問題が大きく基盤整備が思うように進まない状況であり、近年の鳥獣被害の増加に伴う耕作意欲の減退により、耕作放棄地及び遊休地の増加が見られる。農地は、食料の安定供給を図るための重要な生産基盤であることはもとより、農業経営の基盤であることから、耕作放棄地の発生防止や再生利用を促進し、食料自給率・食料自給力の向上を図るとともに、担い手の農業経営の安定や農村地域の生活環境の改善を積極的に推進する必要がある。

畜産及び酪農については、価格の低迷、高齢化とともに離島のハンディから経営的に厳しい状況にあるものの、オリーブオイル採油後の果実の飼料化により生産される肉牛がブランド牛「オリーブ牛」として認知されるなど好条件が整いつつあり、企業の経営感覚の育成を図りながら経営体質の改善、経営の合理化、近代化を促進する必要がある。

###### 2. 林業

本町の森林資源は、森林面積4,674ha、林野率63%、うち天然林は3,544haで森林面積の76%を占め、経済林としての価値は少ない。林業基盤の整備については、森林組合の協力体制のもと、造林、間伐、林道・作業道の整備を進めてきたが、出材費の高騰に加え素材価格の長期低迷が、林業の維持・発展を図るうえでは大きな阻害要因となっている。

###### 3. 水産業

本町は、起伏に富んだ海岸や天然の岩礁等の好漁場に恵まれ、また、岡山市をはじめとする消費地にも近い。

漁船漁業の漁獲高は、漁場環境の悪化、資源の減少、漁業就業者の高齢化、後継者不足等により状況は年々厳しく、基幹産業となっている海苔養殖漁業も海水内の栄養塩不足による収穫量の低下で海苔養殖漁業者が減少し厳しい状況が続いている。一方、近年ハモの漁獲量が増加したことにより、漁業者の共同出荷を行い「小豆島島鯉」のブランド名で関西方面へ出荷している。また、小豆地区内の漁業者が連携し浜の活力再生プランなどを活用し、漁業収入の向上、漁業コストの削減を図

り、漁港環境を改善するため漁港施設を整備するとともに、既存の漁港施設の長寿命化を図りつつ、機能保全計画を基にコスト平準化・縮減を図る必要がある。また、近年、プレジャーボート等の増加により海洋レジャーとの調和を図る対策が必要である。

## ② 工業

本町の工業は、手延べそうめん、ごま油などの食品製造業が盛んである。製造品出荷額は、ここ数年で増加の傾向にあり、平成29年は35,557百万円となっている。一方、就業人口は、昭和55年の3,605人から平成27年には1,746人に減少している。

事業所の大部分が零細・小規模であり、景気の低迷に加え、金融や流通の改革、さらにグローバル化の進展などにより厳しい環境にある。既存企業の体質強化を図るとともに、新たに工業用地を確保して、将来性の高い企業誘致を進めなければならない。また、伝統産業や地域資源を有効に活用した地場産業の振興・育成を進める必要がある。

## ③ 商業

本町の商業は、年間商品販売額、売場面積においては順調に発展してきたが、大型店の進出や人口減少により商店数は昭和57年の640店をピークに減少し、平成28年では208店となっている。就業人口も昭和55年の5,668人から平成27年には4,678人に減少している。

近年、消費者のニーズの多様化、高級化、質の高い生活への志向に伴い、商店街には遊びとゆとりの空間への転換が求められている。このため、立地環境を踏まえた商店街作りの促進、地域コミュニティを育む生活の場としての商業集積の形成などが必要である。

## ④ 観光・レクリエーション

瀬戸内海国立公園の中央部に位置する本町は、自然と四季の変化に恵まれ、古くから島四国八十八か所霊場巡りとして知られ、戦後「二十四の瞳」の映画化を契機に全国水準の観光地として発展してきた。

観光及びこれに関連する産業活動は本町の基幹産業であるが、観光入込客数は、昭和48年の154万人をピークに減少に転じ、ここ数年100万人台で推移しており頭打ちの状況である。これは、見る観光から、感じる、体験する観光へとニーズが多様化していることが要因の一つである。

既存の観光資源だけでなく、新たな観光資源の発掘や開発が求められており、「観光産業の振興」から「観光産業を創造する」姿勢で取り組むことが必要である。



## ⑤ その他

本町には県管理港湾4港と町管理港湾5港があるが、このうち小豆島の表玄関である土庄港をはじめ、大部港、家浦港から、高松、岡山、宇野、日生、などと連絡しており、人と物が集散する交流・物流の拠点として、また住民の生活圏の拡大、観光など産業振興のための拠点として重要な役割を担っている。

人・物・情報など、島外との連絡が迅速に行えるよう、公共性・公益性の高い港湾の整備を促進し、町の、また島の玄関口・顔として魅力ある港湾づくりを進めるとともに、災害発生時の輸送手段としての機能を確保する必要がある。

若い世代が流出する理由の一つとして、働く場が少ないことが挙げられるため、企業誘致の取り組みも重要である。また、働き方改革の一つとして挙げられるサテライトオフィスやシェアオフィスなどといった環境の整備も必要である。

また、離島における高齢化・過疎化は深刻な状況であり、地域の活性化、地域歴史・文化、生活を守る取り組みが必要である。

## (2) その対策

### ① 農林水産業

#### 1. 農業

- ・ 農業者の理解のもと、県営農村地域防災減災事業（豊島地区）、県営中山間地域総合整備事業（土庄西部）、土地改良事業等を積極的に推進し、生産基盤の整備を促進するとともに自然環境の保全と優良農地の確保に努める。
- ・ 都市化の進展と農業生産環境に対応した農業経営を図るため中核農家を中心に農業技術、知識の向上など経営指導を強化し、関係機関との密接な連携のもとに農業後継者、農業組織の育成に努める。また、優良農地を保全していくとともに、農地情報等の収集・把握に努め、農地の利用の集積、効率的な利用等の促進を図る。
- ・ 農業協同組合を中心に地域の農産物に新たな魅力を付け加えた特産品づくりを進め、市場へ出荷する輸送コスト等を検討する。
- ・ 地産地消の推進により、地場消費の拡大に努める。また、直販や契約栽培など、生産者と消費者を結ぶ流通システムづくりを検討する。
- ・ 農地及び農業用施設等の持つ自然環境の保全、良好な景観の形成、防災機能、文化の伝承等の多面的な機能を最大限に発揮できるよう農家等の意向を取り入れながら整備・維持管理に努める。
- ・ 農業が身近に感じられる散策路や観光農園などを整備し、住民と農業のふれあいを推進する。加えて、グリーン・ツーリズムを推進し、都市住民との交流による地域の活性化を図っている。また、農村地域が自然との共生の大切さを学ぶ場

となることを広く紹介し、その活用に努める。

- ・ 中山間地域の耕作放棄地の発生防止や再生利用を促進し、農地の持つ多面的機能を活かし、農地の有効利用と農業経営の安定を図る。
- ・ 畜産・酪農の担い手の育成を図るとともに、家畜の優良品種の育成・導入、飼養管理技術の向上、施設の改善等を図りながら、経営体質の改善、経営の合理化・近代化など企業的な経営の促進に努め、畜産経営の安定化を図る。
- ・ 離島における、農漁業を中心にした地域活性化を図り、都会と離島で支え合う仕組みを構築することで自給力を高め、心と食で絆を紡ぐ情報システムを成立させ創造力を高める。

目 標	令和2年度実績	令和7年度
認定農業者数	27人	30人
新規就農者数	3人	5人（累計）

## 2. 林 業

- ・ 林業の生産性向上や森林管理などのための林道・作業道等の路網を整備するとともに、搬出間伐を推進し、間伐材の利用促進に努める。
- ・ 間伐をはじめとした下刈り、つる切り、除伐など森林の総合的な管理を進め、森林の持つ土砂流出防止や水源かん養、二酸化炭素の吸収といった公益的な機能の発揮を誘導していく。また、健全な森林を保全するため、松くい虫等の森林病害虫の防除を進める。
- ・ 地域林業の中核をなす森林組合の体質強化を主体に、若手労働者の育成・確保等を促進する。
- ・ 住民のスポーツ・レクリエーション、自然探索、教育・文化の場として、森林の持つ公益的機能の充実を図り、森林空間の総合利用を推進する。

## 3. 水産業

- ・ 漁業形態の変化や、漁船・漁具の大型化等に対応した漁港施設整備を長期的な視点に立つて行うとともに、環境美化などを推進し、周辺環境との調和を図る。
- ・ 漁協等関係機関の協力のもと魚介類資源量の概数把握に努めるとともに、減少する資源の培養を図るために魚介類の放流を継続的に実施する。また、水質保全対策のために、河川や海域環境の美化対策の呼びかけや、植林運動の実施に努める。
- ・ 消費者に「安くて安心して食べられるおいしい魚」を提供するため、市場流通をはじめ、地場流通、産地直売など多様な流通経路の確保に努める。また、調理方法を含めた地元で取れる水産物のPR等を推進する。
- ・ 地元産の未利用水産物又は低価格魚を使ったユニークな水産物加工品の創出に

努め、水産物加工品の開発・加工を推進する。

- ・ 漁船漁業の生産効率の向上やのり養殖漁業の経営の安定と消費者のニーズにあった製品を安定的に供給する体制を整備するため、近代化資金等の借入や漁業共済の加入促進に対する施策を展開する。
- ・ 漁船、遊漁船、一般プレジャーボートの漁場を含めた海域利用について、啓発・調整等を行い、漁業と海洋レジャーが共存できる環境整備に努める。

目 標	令和2年度実績	令和7年度
漁業経営体数	179 件	185 件

## ② 工 業

- ・ 管内に誘致施設を新築等する企業に、助成措置や税制優遇措置などの企業立地優遇制度を講じることにより、企業誘致を促進し、産業の活性化と雇用の拡大を図る。
- ・ 商工会、業界諸団体との連携を強化し、産業経済情報の収集・提供、経営指導の充実に努めるとともに、セミナーや研修会等への参加を促進する。また、各種融資制度、創業支援等の充実、強化に努める。
- ・ 環境保全対策の充実、工場緑化などを促進し、地域社会と調和した工業の発展を目指す。

## ③ 商 業

- ・ 管内に誘致施設を新築等する企業に、助成措置や税制優遇措置などの企業立地優遇制度を講じることにより、企業誘致を促進し、産業の活性化と雇用の拡大を図る。
- ・ 働き方改革で挙げられる、多様な働き方の実現を目指し、リモートワーク、サテライトオフィスといった環境の充実に努める。
- ・ 中小企業の経営の近代化、合理化及び技術の向上を図るため、商工会との連携のもと経営相談、研修活動を進めるなど経営の近代化をめざした指導の充実に努め、商業活性化のための人材の育成に努める。
- ・ 中小企業の経営の近代化、合理化及び安定化を図るため、中小企業融資制度等の拡充など融資の充実に努める。
- ・ 中心市街地の活性化を図る基盤設備や横断的な対応など、商業者同士の協議の場づくりや事業推進のための体制づくりを進める。
- ・ 地域産業が互いに連携した事業展開を図るため、地域の事業者が一体となって地域商品の直売などを推進する。

目 標	令和2年度実績	令和7年度
土庄町商工会 会員数	527 事業所	530 事業所

#### ④ 観光・レクリエーション

- ・ 本町の地域特性を生かした新たな観光資源の発掘・開発を行い、歴史、文化、宗教などの多様な観光資源を生かしながら何回も訪れたいくなるような体験・滞在型観光を創出する。
- ・ 観光関連業者や関係機関、団体等との連携のもと、的確できめ細かい情報の受発信を行い、観光客のニーズの把握と誘致活動を展開する。また、町外の観光イベントに参加し、積極的に観光PRを行う。
- ・ 観光施設を整備・充実させるとともに、案内板の多言語化など利用環境の改善も行う。
- ・ 住民に対して観光啓発を行い、おもてなしの心を向上させることにより、観光客と住民の心がふれ合う魅力ある観光地づくりを進める。また、土庄港観光案内所を中心に、関係機関との連携により利用しやすい観光情報の提供体制の充実を図る。

目 標	令和2年実績	令和6年
観光客数	707千人	1,270千人

#### ⑤ 過疎地域持続的発展特別事業

- ・ 産業の振興を図るうえで、商工会等の産業関連団体に対し、補助を行う。
- ・ 観光振興を目的として、観光協会、温泉組合等の観光関連団体に対し、補助を行う。
- ・ 誘客の受入体制づくりを図るとともに、瀬戸内国際芸術祭、地域資源を活用したイベントなどを開催し、観光客の増加及び交流人口の拡大を図る。
- ・ 友好都市と地域間の交流を深め、地場産業の活性化や交流人口拡大を図る。
- ・ 企業・業界団体への情報提供や立地情報の収集などに努め、関係機関への働きかけや広域的な連携を図りながら、優良企業の誘致活動を推進する。
- ・ 港湾施設維持管理計画に基づき、適切な維持管理を行う。
- ・ 海岸保全施設長寿命化計画に基づき、適切な維持管理を行う。
- ・ 漁港背後地の浸水防止のための事業計画を作成し、効果的な高潮対策を行う。
- ・ 林道橋の長寿命化計画を作成し、適切な維持管理を行う。

#### ⑥ その他

- ・ 急速に進展する人流・物流の高速化・高度化に伴う船舶の大型化やカーフェリーに対応した港湾機能と、市街地と自然の織りなす美しい景観を持った観光港・生活港の育成に努める。
- ・ 県管理港湾については、接岸施設、防波堤、泊地、陸上関連施設等の整備を要請し基本機能及び耐震性の向上を図るとともに関係諸機関団体と協議し、周辺施

設の整備と利用の効率化を図る。

- ・ 町管理港湾及び漁港については、それぞれの機能と特性に応じた施設整備を進める。また、港湾施設長寿命化計画に基づき、効率的な施設の管理運営を行うことで、修繕費用の縮小を図り、港湾機能の充実及び利用の促進を図る。

(3) 事業計画 (令和3年度～7年度)

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業 主体	備考	
2 産業の振 興	(1) 基盤整備 農 業	農村地域防災減災事業 (豊島地区)	県	県 営 事 業 負 担 金 県 営 事 業 負 担 金 県 営 事 業 負 担 金	
		中山間地域総合整備事業 (土庄西部地区)	県		
		地すべり防止対策事業 (四海地区)	県		
		土地改良施設維持管理適正化事業	土地改 良区		
		単独県費土地改良事業	土地改 良区		
		単独町費土地改良事業	町		
		有害鳥獣被害対策事業	町		
		林 業	森林病虫害防除事業		町
			香川県森林・竹林整備緊急対策事業		町
			造林事業		町
	造林補助事業		町		
	高見山生活環境保全林整備事業		町		
	単県治山事業		町		
	水 産 業	(2) 漁港施設	地魚販路拡大対策事業		漁協
			漁港改良事業 防波堤、浚渫等		町
		漁港海岸整備事業 (唐櫃漁港) 護岸、胸壁、水門等	町		

	(3) 企業誘致	産学民交流施設整備事業【再掲】	町
	(4) 観光又はレクリエーション	旧笠井武太夫邸跡整備事業	町
		重岩整備事業	町
		レンタサイクル整備事業	町
		エンジェルロード公園整備事業	町
	(5) 過疎地域持続的発展特別事業 第1次産業	多面的機能支払交付金事業 内容：耕作放棄地の発生防止 必要性・効果：耕作地の機能維持、農道・水路の健全な維持管理	町
		中山間地域等直接支払交付金事業 内容：農地保全に対する交付金 必要性・効果：耕作放棄地の発生防止	町
		荒廃農地等利活用促進事業 内容：農業経営拡大の推進 必要性・効果：耕作放棄地の解消	町
		食の安全安心確保事業 内容：減農薬栽培の推進 必要性・効果：安全な農産品の消費促進	町
		小豆島オリーブ牛振興事業 内容：オリーブ牛のPR 必要性・効果：消費促進、人材育成、牛舎の整備	町
	商工業・6次産業化	商工業振興団体助成事業 内容：産業関連団体に助成 必要性・効果：地場産業の活性化	町
	観光	観光団体イベント助成事業 内容：観光振興団体に助成 必要性・効果：観光事業の活性化	町
		瀬戸内国際芸術祭事業 内容：アートの祭典 必要性・効果：観光客の増加、交流人口の拡大	町

		<p>地域資源活性化事業 内容：地域資源の磨き上げ 必要性・効果：観光客の増加、交流人口の拡大</p>	町	
		<p>小豆島とのしょうふるさと応援大使事業 内容：地域資源の磨き上げ 必要性・効果：観光客の増加、交流人口の拡大</p>	町	
		<p>日本遺産推進事業 内容：地域資源の磨き上げ 必要性・効果：観光客の増加、交流人口の拡大</p>	町	
	企業誘致	<p>企業誘致助成事業 内容：企業の誘致 必要性・効果：雇用の確保、産業の振興</p>	町	
	その他	<p>次世代産業育成モデル事業 内容：新たな産業モデルの開発・実証 必要性・効果：雇用の創出</p>	町	
		<p>輸送費支援事業 内容：地元特産物に対する輸送費補助 必要性・効果：地場製品の販売促進</p>	町	
		<p>港湾施設長寿命化事業 内容：港湾施設管理等の計画作成 必要性・効果：効率的な港湾の管理運営</p>	町	
		<p>漁港海岸長寿命化事業 内容：漁港海岸管理等の計画作成 必要性・効果：効率的な漁港の管理運営</p>	町	
	(6)その他	<p>漁港海岸高潮対策事業 内容：漁港背後地の浸水防止のための事業計画作成 必要性・効果：効果的な高潮対策</p>	町	
		<p>港湾改修事業等 (土庄港、土庄東港、大部港、家浦港)</p>	県	県営事業負担金
		<p>港湾改良事業 (土庄港、小瀬港、小豊島港、江島港、馬越港、北浦港)</p>	町	
		<p>港湾施設長寿命化事業</p>	町	
				県営事業

		海岸保全施設長寿命化事業	町	業負担金
		津波等対策整備事業等	県	

#### (4) 産業振興促進事項

##### (i) 産業振興促進区域及び振興すべき業種

産業振興促進区域	業種	計画期間	備考
土庄町全域	製造業、農林水産物等販売業、旅館業、情報サービス業等	令和3年4月1日 ～令和8年3月31日	

##### (ii) 当該業種の振興を促進するために行う事業の内容

上記3. 産業の振興(2)その対策、(3)事業計画及び4. 地域における情報化(2)その対策、(3)事業計画のとおり。

##### (iii) 他の市町村との連携

産業振興において周辺市町村との連携に努める。

#### (5) 公共施設等総合管理計画等との整合

##### 【施設類型における基本的な方針との整合】

- ・漁港施設の長寿命化を図りつつ更新コストの平準化・縮減を図るため、漁港機能の分析を行い、漁港ごとの機能保全計画を策定する。また、漁業経営形態の変化に対応しつつ、漁業者の意向を汲みながら、機能保全計画に基づき、効果的な漁港施設等の改修、保全に努める。

- ・農地及び農業施設の持つ水源の涵養や自然環境の保全、良好な景観の形成、文化・風土の醸成などの多面的な機能を最大限に発揮させるため、また、耕作放棄地を解消し、農地等の保全を進めるために、日本型直接支払制度の活用や棚田地域保全活動推進事業などの展開を図る。地域ぐるみで農地を保全する共同活動や、耕作放棄地を開墾して経営耕地の拡大を進める農業者などへの支援を行う。

- ・間伐などの作業の生産性向上と効率化を進めることで、林業の活性化と木材の供給拠点である山間地域の振興を図ることを目的として基幹林道や作業道などの整備に努める。

- ・観光施設の適正な維持管理を行い、長寿命化に努める。

##### 【個別施設計画による基本的な方針との整合】

- ・漁港施設の機能を保全するため、計画的な修繕を行いライフサイクルコストの縮減に努める。

- ・港湾機能の維持を図り、魅力的な港湾空間を創出し、安全・安心な施設整備を推進する。町管理港湾については、計画的な修繕を行い、長期的なライフサイクルコストの縮減を図る。



## 4. 地域における情報化

### (1) 現況と問題点

#### ① 情報化

近年のITの発達による高度情報化社会の進展は、住民生活や地域社会の隅々にまでおよび、マルチメディアの活用は場所を超えたコミュニケーションを作り出している。

今後、ますます進展する情報ネットワーク社会に向けて、地域の情報活用能力を高めるとともに、多様なニーズに対応するため、町においても保健や医療、福祉、教育、文化、また災害対策に至るまでの各分野で情報化を進めていかなければならない。

また、各種情報システムの構築とインターネットを利用するなど情報化や公共機関などの広域的なネットワークを進めることにより、質の高いサービスを提供し、地域の活性化と福祉の向上に努めなければならない。

### (2) その対策

#### ① 情報化

- ・ 都市と地方の情報通信格差を解消するため、光通信システム等のICT技術を導入することにより、遠隔医療、児童及び高齢者の見守り、また防災情報の提供など情報化社会に対応した超高速ブロードバンド（光ファイバー）回線の利活用の促進を図る。また、Wi-Fi環境の整備やテレワークを利用した働き方改革を推進する。
- ・ 行政事務の効率化を図るため、建設工事における積算システムの拡充を図るとともに、町営住宅管理システムの導入に努め、会計処理における効率化を図るため、支出情報のデータ化を図る。また、AI・RPAを利用した業務の効率化を図る。
- ・ 住民と行政、住民相互のコミュニケーションを活性化するため、ネットワーク環境の整備について検討し、ホームページを充実するなど、インターネットをはじめとする情報通信技術を活用した高度なサービスを提供する。また、個人番号カードを利用した行政サービスを充実させる。
- ・ 教育機関での情報教育を積極的に推進し、生涯学習の場においても情報化に対応した学習機会の提供を行い、住民の情報処理能力の向上を図る。また、ネットワーク型社会に対応した個人情報の保護に積極的に取り組むとともに、住民の情報管理や知的所有権の保護などに関する情報提供や啓発を進める。

## ② 過疎地域持続的発展特別事業

- ・ 住民に質の高いサービスを提供するため、土木積算システム保守業務、町営住宅管理システム業務等の各種情報システムを整備し、地域の活性化と福祉の向上に努める。
- ・ 税手続きのデジタル化、税情報等の一元管理化を進めることで、効率的な税務事務・徴収事務を行う。
- ・ 固定資産税の地図情報などについて、税情報の守秘義務に配慮しつつ、多面的な運用の導入を図り、行政内部での利活用や住民サービス面での利便性の向上に努める。
- ・ 住民サービスの向上と行政事務の高度化、効率化を実現するため、住民基本台帳、戸籍、社会保障・税番号制度システム、税など住民に身近な行政サービスの基幹システムの拡充を図るとともに、庁内ネットワークの整備、拡充に努める。また、職員の情報リテラシーの向上を図り、情報を活用した事務処理能力、企画立案能力を高める。

## (3) 事業計画（令和3年度～7年度）

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業 主体	備考
3地域におけ る情報化	(1)電気通信 施設等情報 化のための 施設	防災行政無線（デジタル化）事業	町	
	防災行政用 無線施設			
	(2)過疎地域 持続的発 展特別事 業	土木積算システム保守業務 内容：システムの保守管理 必要性・効果：効率的な土木積算	町	
情報化	公営住宅管理システム業務 内容：システムの維持管理及び更新 必要性・効果：効率的な住宅管理	町		

		<p>固定資産システム多面的運用導入事業 内容：システムの更新、高度電子化 必要性・効果：効率的な住民サービスの提供</p>	町	
		<p>滞納整理推進事業 内容：町税等の債権の一元管理、システムの更新 必要性・効果：事務効率化、徴収率向上</p>	町	
		<p>戸籍・住基電算システム更新事業 内容：電算システムの更新 必要性・効果：事務効率化、住民サービス向上</p>	町	
		<p>会計情報データ化事業 内容：口座振替等データの電送化 必要性・効果：事務の効率化</p>	町	
	デジタル技術活用	<p>テレワーク整備事業 内容：テレワークの整備 必要性・効果：働き方の多様性の確保</p>	町	
		<p>Wi-Fi 環境整備事業 内容：Wi-Fi 環境の整備 必要性・効果：事務の効率化</p>	町	
		<p>AI・RPA 導入事業 内容：AI・RPA の導入 必要性・効果：事務の効率化</p>	町	
		<p>個人番号カード利活用事業 内容：個人番号カードの利活用 必要性・効果：事務の効率化、効率的な住民サービスの提供</p>	町	
		<p>町税等納付手段拡大事業 内容：町税等のコンビニ納付・キャッシュレス納付など納付方法の拡大 必要性・効果：効率的な住民サービスの提供</p>	町	
		<p>町税務手続デジタル化事業 内容：町税等の手続の電子化 必要性・効果：効率的な住民サービスの提供</p>	町	

## 5. 交通施設の整備、交通手段の確保

### (1) 現況と問題点

#### ① 陸上交通

経済活動の高度化や生活空間の広域化が進み、人や物の動きを支える交通基盤の重要性がますます高まっている。また、防災機能の拡充や生活環境の向上及び産業の活性化のためには、広域及び都市間の連携強化とともに、地域間の円滑な陸上交通の確保が求められている。

地域にとって公共交通の中核を担う路線バスは、近年、人口の減少に伴う利用者の減少から減便による運行が行われているが、超高齢社会を迎えたことで、自家用車の利用が困難な人が増えていくことを見据えて、自家用車に頼らないで移動できる社会が求められている。

このため、本町のバス交通が持つ生活路線としての役割と、地域特性に配慮した路線の再編成を要望するとともに、地域の活性化を促し、住民の日常的な移動を支える「人にやさしい交通社会」のあり方についても公共施設、土庄港周辺の整備などと併せて検討し、交通バリアフリーを推進する必要がある。

また、人口減少社会の中、生活路線だけでは路線バスを維持していくことが困難なため、観光客の視点での周遊性を確保するなど、交流人口の拡大を図っていく必要がある。

脱炭素社会への対応やノーマライゼーション、安全性、地域活性化など様々な観点からバス、海上交通等の公共交通機関の強化、MaaSへの対応、さらにはすべての人にやさしい道路環境の整備が求められている。

また、香川県内の令和2年の人口10万人当たりの交通事故死亡者数が全国ワーストとなっており、島内でも死亡事故が発生しているため、安全運転への普及啓発が求められている。

#### ② 海上交通

四国的高速道路の整備また割引料金の施行に伴い、瀬戸内海の海上交通は、航路の減便を余儀なくされ、航路の維持、存続が厳しい状況となっている。これまでの瀬戸内の交通機関が海上交通であったものから陸上交通により高速に移行しつつある。

しかし、本町にとって海上交通は産業と生活の足であり、近年の日常生活圏の拡大と社会全体のスピード化の中で、ますますその重要性を増している。現在の航路を維持し、輸送の質の向上を促進するため港湾施設の整備と利用の効率化を図るとともに、住民の利便向上の観点から就航時間帯や就航船種の改善等を図る必要がある。

## (2) その対策

### ① 陸上交通

- ・ ノンステップバスの積極的な導入や停留所施設などのハード面の改善に加え、採算性を確保しながら、利用者のニーズに応じた路線の再編成をバス事業者に強く働きかけ、バス利用の促進を図る。また、超高齢社会に配慮したバス交通のあり方について、事業者及び関係行政機関と協議、検討を進める。
- ・ 公共交通体系について、まちづくりに関する諸計画との整合性を図りつつ調査研究を行い、計画的な公共交通体系の整備促進に努める。
- ・ 交通空白地帯における住民の移動を確保するため、コミュニティバスの導入を検討、実施する。また、既存の路線バスやコミュニティバスにキャッシュレス決済システムを導入し、利用促進を図る。
- ・ 国道436号については、本町の交通体系、まちづくりへの影響が大きく、環境との調和や景観対策などに配慮した道路整備となるよう国・県に対して働きかける。また、県道各路線の未改良区間の拡幅改良の早期実現や安全性、快適性の向上など道路環境の改善を働きかける。
- ・ 集落をつなぎ、社会活動と経済活動の基盤となっている1級、2級の幹線町道22路線の整備と維持を図り、町内交通の円滑化を図る。
- ・ 集落内を中心とした生活道路の機能を果たす町道は、令和2年4月1日時点で、329路線、235kmに及ぶが、舗装率は85.4%となっている。地域周辺の特性に十分な配慮をしながら、計画的に改良整備を進める。  
また、島嶼間交通の利便性の向上及び緊急時の交通機能を確保するため、架橋を含む道路等のインフラ整備を行う。

### ② 海上交通

- ・ 住民の利便性の確保、地域の振興などに向けて、港湾関係者が一体となってポートセールスに取り組み、土庄港における海上交通の利用促進を図る。また、バス、タクシーとの交通機関相互の連携を高めるための周辺の整備を推進し、ターミナル機能としての強化を図る。

### ③ 過疎地域持続的発展特別事業

- ・ 道路施設の適切な維持管理を行うため、道路台帳を整備する。
- ・ 土庄一宇野間の離島航路及び土庄一小豊島一家浦間の離島生活航路に対し、補助金を支出する。
- ・ 公共交通機関である路線バスを維持するため、地域生活交通路線に対し、補助を行う。
- ・ 交通空白地帯を解消するため、コミュニティバスを運行する。

- ・ 小豆島町と土庄町で組織する小豆島地域公共交通協議会に対し、地域公共交通活性化・再生のための補助を行う。
- ・ 既存の路線バスを維持するため、利用促進のための事業を行う。
- ・ 橋梁長寿命化修繕計画に基づき、適切な施設の維持管理を行う。また、定期的な保守点検を行い、必要に応じて計画の見直しを行うことにより、施設修繕及び更新に係る費用の縮減を図り、地域の道路網の安全性、信頼性を確保する。
- ・ 交通安全施策として、ドライブレコーダー等の普及啓発を図る。

目 標	令和2年度実績	令和7年度
修繕する橋梁数	0橋	4橋

#### ④ その他

- ・ 町道に接続する国道436号及び県道の整備を県と併せて行う。
- ・ 交通空白地帯にコミュニティバスを運行するため、小型ノンステップバスを購入する。
- ・ 町道等の交通安全を確保するため、カーブミラー、ガードレール等を整備する。

(3) 事業計画（令和3年度～7年度）

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業 主体	備考
4 交通施設の 整備、交通 手段の確保	(1) 市町村道 道 路	壇山線改良事業	町	
		鞍掛線改良事業	町	
		湊崎1号線改良事業	町	
		へんろ道局部改良事業	町	
		要鉄川西線道路改良事業	町	
		町道舗装修繕事業	町	
		沖之島架橋事業	町	
		橋梁修繕事業	町	
		町道改良事業	町	
	(2) 農 道	農道整備事業	自治会	
	(3) 林 道	林道整備事業	町	
	(4) 渡船施設	渡船運行事業	町	
	(5) 過疎地域 持続的発 展特別事 業			
公 共 交 通	離島航路運航維持費補助 内容：赤字航路への補助 必要性・効果：離島地域の海上交通の確保	町		
	離島生活航路運航事業 内容：生活航路の運航費補助 必要性・効果：離島地域の海上交通の確保	町		

		<p>路線バス確保維持事業 内容：路線バス運行の赤字補填 必要性・効果：路線バスの確保維持</p>	町	
		<p>コミュニティバス運行事業 内容：町営バスの運行 必要性・効果：交通空白地帯の解消</p>	町 協議会	
		<p>地域公共交通利用促進事業 内容：公共交通の利用者増加 必要性・効果：公共交通の活性化</p>	町	
	交通施設維持	<p>道路台帳補正業務 内容：道路台帳の管理 必要性・効果：道路の適正な維持管理</p>	町	
		<p>道路メンテナンス事業 内容：道路施設の調査・計画・設計等 必要性・効果：効率的な道路施設の管理</p>	町	
	その他	<p>交通安全施策補助事業 内容：ドライブレコーダー導入補助等交通安全に関する補助を行う。 必要性・効果：交通事故防止・安全運転の啓発</p>	町	
	(6)その他	<p>国道・県道の整備</p> <p>交通安全施設整備 (カーブミラー、ガードレール等)</p>	県 町	県営事業負担金

#### (4) 公共施設等総合管理計画等との整合

##### 【施設類型における基本的な方針との整合】

・周辺地域の特性に十分な配慮をしながら、計画的に道路施設の整備を実施し、町内交通の円滑化を図る。

また、維持管理については、常時のパトロールに加え、出水期前に特に予想危険箇所等を調査、応急対策を行い、災害を未然に防止するよう努める。

・間伐などの作業の生産性向上と効率化を進めることで、林業の活性化と木材の供給拠点である山間地域の振興を図ることを目的として基幹林道や作業道などの整備に努める。



## 6. 生活環境の整備

### (1) 現況と問題点

#### ① 水資源

平成10年度に吉田ダムが供用開始され、今後は既存施設の更新、改良に移行している中で、一層の安定供給体制の拡充に向け、現給水能力の効率的な運用を図りながら自己水源の確保に努める必要がある。

また、水を有効利用するため、老朽化が進んでいる施設の改善や、老朽化した管路、浄水施設等を更新し、有収率の向上に努めなければならない。

さらに、安全でおいしい水を供給するため、水源水の保全や有害物質等の水質問題にも対応できる水質管理・検査体制を図る必要がある。

豊島地区において水源確保、浄配水を行っているが、規模が小さく水不足による断水の危険性が高い。引き続き浄水場施設の更新に取り組むとともに、新たな水資源の開発などを検討する必要がある。

また、平成29年に県内16市町が構成する香川県広域水道企業団を設立し、水道事業等における経営の合理化及び業務の効率化、水道サービスの向上を推進し、住民に対し、将来にわたって安全な水道水の安定的な供給を図っている。

#### ② 廃棄物処理

##### 1. ごみ処理

ごみの量は減少しているものの、一人一日当たりのごみの排出量は依然として国や県の平均よりも高い。ごみ減量化の対策として、個人だけではなく事業者に対してもごみ処理用機器への購入助成を実施している。

本町では、指定ごみ袋を導入し、分別収集のシステムの改善に努めてきたが、平成12年4月からの容器包装リサイクル法の完全実施に伴い、収集区分の見直しを行った。また、平成13年4月に小豆島リサイクルセンターが稼働され、資源ごみを選別し、圧縮・結束などを行い、ごみの資源化を進めている。また、小豆地区広域行政事務組合では、小豆地区粗大ごみ及び破碎選別処理施設整備事業を進め、令和6年度から稼働の予定である。今後は、ペットボトル、発泡スチロール、トレー以外の廃プラスチックなどの再資源化について検討する必要がある。

一般廃棄物の最終処分場については、土庄地区と豊島地区の2箇所で見直しを行っているが、土庄地区については、令和2年度で期限を迎え、不燃物を他市町の民間業者へ委託処分をしている。豊島地区では、残容量が少なくなってきたことから、新たに開発許可を受け、場内整備を進めている。今後は、一般廃棄物処理の基本計画を見直し、新しい処分場を建設する必要がある。

## 2. し尿処理

し尿収集量は、人口減と浄化槽設置世帯の増加により減少傾向にある。収集されたし尿や浄化槽汚泥は、土庄町の施設で処理しているが、一般廃棄物処理の基本計画を見直し、老朽化した施設の更新事業を行い、期間を延長して操業する必要がある。

し尿収集については、平成22年1月から一部の地域で民間委託が始まり、平成31年1月から町内全域での実施となっている。

## 3. 下水処理

本町では、快適な環境づくりと海や河川の汚濁防止のため、平成2～6年度に農村総合整備モデル事業（農業集落排水施設）を1地区で整備し、また、平成3年から補助金制度を実施して、合併処理浄化槽の設置を積極的に促進している。

また、雨水排水は、既存の小河川等を利用して行われてきたが、町の中心部である都市計画区域内の人口集中地域は人家の密集と低湿地という2つの条件が重なっている。このため、昭和38年から都市下水路事業を実施して排水処理を行い、居住環境の向上を図っている。また、令和3年度より都市下水路事業を雨水公共下水道事業に一部切り替え、浸水対策を実施している。

## 4. 産業廃棄物

産業廃棄物については、事業者の自己処理責任を徹底し、排出量の減量や適正処理に向けた指導・監督の強化が求められている。

### ③ 火葬場

本町の火葬件数は、年間約210件程度となっているが、当分の間火葬件数は減少する見込みはない。また、土庄町斎場は建設から35年以上が経過しており、老朽化による不具合も出てきている。斎場の火葬業務と火葬炉設備の保守点検業務に関しては、専門の業者と年間契約を結んでおり、必要に応じて施設改修を行い使用に耐えうるように維持管理を行っているところだが、安定的な操業を図っていくため、施設の適正な維持管理に努め、必要に応じて計画的な施設の改修を検討していくことが必要である。

### ④ 消 防

本町の消防は、常備消防と非常備消防の消防団7分団で組織され、消化活動や火災の予防活動など、住民が安全な生活を営むうえで必要な幅広い活動を展開している。

今後は、本町の置かれた自然的、社会的状況に即して地域防災計画の見直しを行うとともに、治山・治水事業実施など防災対策事業の実施に努め、住民の防災意識の高

場を図っていくことが必要である。

消防・救急は、一部事務組合の小豆地区消防本部・小豆島消防署において広域的に対応しているが、交通事故の複雑化や疾病構造の多様化、また、高齢化の進展などにより出動件数は年々増加の傾向にあり、より専門的な知識と高度な救命技術が求められている。

近年、火災の発生件数は横ばいであるが、建築物の高層化、大規模化などにより火災や事故の潜在的な危険性は増大している。このような状況のなか、多様化する災害の危険性に対応するため、はしご車の導入やオイルフェンスの集積等整備の高度化に努めている。

## ⑤ 住 宅

これまで町営住宅の建設を進め、令和3年現在、町営住宅の管理戸数230戸となっているが、建設から45年を経過した住宅もあり、老朽化や設備が現在の生活様式に合わないなどニーズを満たせなくなっており、維持補修とともに施設設備の改善を検討すべき時期になっている。

## (2) その対策

### ① 水資源

- ・ 安定的な水道の供給を図るため、浄水場施設や老朽配管などを更新し、適正な維持管理に努める。
- ・ 関係市町と広域連携し、施設統廃合も含めた整備も計画しながら安定した水供給に努める。

### ② 廃棄物処理

#### 1. ごみ処理

- ・ 再利用の促進と循環型社会の構築のため、分別収集を促進するとともに、地域における資源ごみの集団回収や生ごみの自家処理等の取り組みに対して支援を行う。また、リサイクルセンター及びクリーンセンターの運営については、適正な処理、施設の効率的な維持管理を行い、周辺環境への負荷の軽減と延命化に努める。
- ・ 最終処分場については、適切な維持管理により延命化を図るとともに、次期最終処分場の建設について、長期的かつ総合的な視点で最適地を選定する。それまでの間は、他市町の民間施設へ、不燃物の委託処分を継続する。

目 標	令和2年度実績	令和7年度
資源ごみの常設回収場所数	4か所	6か所
最終処分場の場所選定	—	目途

## 2. し尿処理

- ・ し尿処理施設については、既存の施設の更新事業を行い、安定的な操業に努める。
- ・ し尿収集の民間委託により、衛生現場職員の減員に対応し、住環境の向上に努める。
- ・ 合併処理浄化槽の設置を推進するとともに、単独処理浄化槽からの転換を図る。

目 標	令和2年度実績	令和7年度
し尿処理施設更新	—	達成（令和4～6年度）
合併処理浄化槽導入数	30基/年	40基/年

## 3. 下水処理

- ・ 雨水の流出増加などによる浸水被害を解消するため、計画的に都市下水路及び雨水公共下水道の整備を進める。  
また、下水道施設長寿命化計画に基づき、既存施設の機能維持に努め、計画的な修繕を行うことで長期的なライフサイクルコストの縮減を図る。
- ・ 農業用水の水質保全と農村地域の生活環境を改善するため、既存の農業用集落排水施設の効率的な維持管理に努める。また農業集落排水施設の経年劣化に伴い、管路の劣化が懸念される。今後は管路工事を検討し、施設の維持管理に努める。

## 4. 産業廃棄物

- ・ 小豆地域産業廃棄物等不法処理防止連絡協議会による情報交換を密にし、事業者に対する廃棄物の減量化や適正処理に向けた指導・監督・検査の強化を県に働きかける。

目 標	令和2年度実績	令和7年度
香川県との指導・検査回数	—	2回/年

## ③ 火葬場

- ・ 今後も適切な火葬業務を遂行するために、専門業者による保守点検を継続的に行い、効率的な維持管理に努める。
- ・ 施設の改修、更新などを計画的に行い、安定的な操業を図る。

## ④ 消 防

- ・ 災害の未然防止や被害を最小限に食い止めるため、初動体制の確立や災害対策本部などの機能を強化する。また、地域防災計画や水防計画を実情に即して見直し、関係機関との連携を図り、防災活動体制を充実する。

- ・ 大規模な林野火災の発生など、複雑化、多様化している災害に対応するため訓練を充実させるとともに、消防水利の充実や消防車両、資機材などの整備を進める。
- ・ 常備消防における救急救命士の養成など、教育訓練を充実させるとともに、医療機関との連携を深めるなど、救急体制を強化する。
- ・ 「自分たちの町は自分たちで守る」という意識のもとに、消防団における青年層の入団促進や設備の更新等により地域の防災体制を強化する。
- ・ 災害時の情報の収集・伝達の迅速化のために、防災行政無線の適切な運用や整備に努めるとともに、初動時における体制強化を図る。

## ⑤ 住 宅

- ・ 町営住宅の建物や設備は、定期的な改修など適正な維持管理に努め、居住水準の向上と良好な住環境の整備を図る。また、更新時期を迎えた住宅は建て替えを検討する。
- ・ 町営住宅長寿命化計画に基づき、適切な施設の維持管理を行う。また、必要に応じて計画の見直しを行い、施設の計画的・効率的な管理・修繕を図り、コストの削減と事業量の平準化を図る。
- ・ 民間住宅については、住宅の建替えや機能更新を図るため、各種融資貸付制度の活用を促進するとともに、諸施策の一層の拡充を関係機関に要望していく。

目 標	令和2年度実績	令和7年度
行者原住宅建替	—	達成（令和6年度着工）
長寿命化計画の見直し	—	達成（令和4年度）

## ⑥ 過疎地域持続的発展特別事業

- ・ 地域における資源ごみの集団回収や生ごみの自家処理等の取り組みに対して支援し、ごみ減量化を図る。
- ・ 老朽化した危険な空き家の除却に対して支援し、良好な居住環境の実施に努める。
- ・ 災害時の住民の安全確保のため、ハザードマップ等を作成する。
- ・ 一般廃棄物処理施設整備に係る各種計画策定及び調査業務を実施することで、将来にわたって安定したごみ処理体制を確保する。
- ・ 老朽化し安全性が確保できない公共施設については計画的に解体を行う。

目 標	令和2年度実績	令和7年度
生ごみ処理器補助数	9件／年	5件／年
老朽危険空き家除去数	38件／年	30件／年
小豆地区粗大ごみ及び破碎選別処理施設整備事業	—	達成（令和6年度）
最終処分場の場所選定	—	目途

(3) 事業計画 (令和3年度～7年度)

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業 主体	備考
5 生活環境の 整備	(1)水道施設 上水道	浄水場施設等更新事業	香川県 広域水道 企業団	
	(2)下水処理 施設 農業集落 排水施設	施設等修繕事業	町	
	その他	都市下水路整備事業	町	
		雨水公共下水道整備事業	町	
		下水道施設長寿命化事業	町	
		生活排水施設整備事業	町	
		ポンプ場修繕事業	町	
	(3)廃棄物処 理施設 ごみ処理施設	一般廃棄物処理施設整備事業	町 広域	
		ごみ収集車購入事業	町	
		ごみ収集・選別業務委託事業	町	
	し尿処理施設	し尿処理場整備事業	町	
		し尿収集フェリー一借上事業	町	
		し尿収集業務委託事業	町	
		し尿収集車購入事業	町	
		合併処理浄化槽設置補助事業	町	
	(4)火葬場	斎場整備事業	町	

	(5) 消防施設	分団屯所建設事業	町	
		分団車両購入事業	町	
		小型動力ポンプ購入事業	町	
		消化栓整備事業	町	
		消防車両購入事業	広域	
		消防指令台整備事業	広域	
	(6) 公営住宅	公営住宅改修事業	町	
		改良住宅建替事業	町	
		改良住宅修繕事業	町	
	(7) 過疎地域 持続的発展特別事業	生活	ごみ減量化推進事業 内容：ごみ減量化の推進、啓発 必要性・効果：環境美化	町
		環境	一般廃棄物処理施設整備計画等業務委託 内容：一般廃棄物処理施設整備に係る各種計画策定業務及び調査業務委託 必要性・効果：安定したごみ処理体制の確保	町 広域
	危険施設撤去	老朽危険空き家除却支援事業 内容：老朽危険空き家の除却支援 必要性・効果：良好な住環境の実現	町	
		老朽危険公共施設除却事業 内容：老朽化した公共施設の除却 必要性・効果：良好な住環境の実現	町	
	防災・防犯	防災ハザードマップ作成事業 内容：災害時の避難所の確認等 必要性・効果：住民の安全確保	町	
	その他	消防指令台保守点検業務委託 内容：消防指令台の保守点検	広域	

		必要性・効果：住民の安全確保		
	(8) その他	町営住宅長寿命化計画策定 内容：調査・計画等 必要性・効果：効率的な施設の管理	町	
		河川改良事業	町	
		自然災害防止事業（河川）	町	
		急傾斜地崩壊防止対策事業	町	
		防犯街路灯新設事業	町	
		防災ヘリポート整備事業	町	
		二酸化炭素排出抑制対策事業	町	

#### (4) 公共施設等総合管理計画等との整合

##### 【施設類型における基本的な方針との整合】

- ・住宅長寿命化計画の策定のもと、老朽化した住宅を計画的に改築・修繕し、施設の維持管理を図る。
- ・老朽化や設備が現在の生活様式に合わないといった状況により、利用者のニーズを満たせなくなっていることから、維持補修とともに施設設備の改善を検討する。
- ・各施設の運営については、適正な処理、施設の効率的な維持管理を行い、周辺環境への負担の軽減と延命化に努める。
- ・農業用水の水質保全と農村地域の生活環境を良好な状態に保つため、既設の農業集落排水の効率的な維持管理に努める。また、将来的な負担に備え、施設利用者や新規接続者に対し、施設の役割について十分な理解を得るための周知を徹底する。
- ・ポンプ場及び水路など、既設の重要な構造物については、通常の維持管理と併せて耐震性の調査・検討を行い、必要に応じ補強などの対策を実施することで、施設の機能保持に努める。
- ・災害を未然に防止するため、関係機関との連携のもと、河川の改修、急傾斜地の崩壊防止など、治山・治水対策の整備を進める。
- ・施設ごとに経過年数や耐震性など、施設の状況を総合的に把握し検証等を行ったうえで優先順位を定め、財政状況を見極めながら順次整備する。また、修繕等を計画的に行い、健全な状態を維持しながら長寿命化を図り、コストの縮減を目指す。



### **【個別施設計画における基本的な方針との整合】**

- ・ 修繕、新設等の利用年数を考慮し、公共施設等総合管理計画により、継続的に維持管理される施設での適用を検討する。
- ・ 施設設備の安全な運転や円滑な排水、効率的かつ計画的な整備の実現のため、長寿命化計画に基づき、ライフサイクルコストを抑制し効率的な維持管理に努める。

## 7. 子育て環境の確保、高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進

### (1) 現況と問題点

#### ① 高齢者福祉

本町の高齢化率は、平成27年の国勢調査で38.1%となっており、令和7年には44.9%になると見込んでいる。なかでも、75歳以上の後期高齢者人口の割合が今後さらに高くなっていくことから、寝たきり高齢者や認知症高齢者、虚弱高齢者などの要介護高齢者が急増するものと見込まれている。

高齢化への対応は、高齢者のみならずすべての世代に関わる問題であり、保健・医療・福祉サービスの連携をはじめ、教育、就労、住宅、交通などの生活関連分野などあらゆる面から総合的な施策を展開していく必要がある。

本町では、高齢者の健康づくりや生きがいづくりとして、各種スポーツ大会をはじめ、老人大学や各種講座の開設、老人クラブへの支援等を進めてきたが、今後、このことはますます重要である。

平成12年の介護保険制度の開始以降、福祉施策を取り巻く情勢は大きく変化してきた。介護保険制度の適切な運用を図るためには、住民ニーズを的確に把握し、高齢者保健福祉計画及び介護保険事業計画との整合のもと、保健・福祉サービスを充実していく必要がある。

こうした状況のなか、平成13年に保健福祉総合施設を開設し、保健・医療・福祉サービスを総合的に提供してきたが、平成28年3月末で土庄中央病院を閉鎖し、郡内の公立2病院が統合され、小豆島中央病院が開院した。今後さらに、開業医及び小豆島中央病院との連携強化を図る必要がある。

#### ② 児童福祉

近年の少子化、女性の社会進出の増大や核家族化、地域の連帯意識の希薄化等に伴い、家庭での育児機能の低下など児童を取り巻く環境は大きく変化している。

本町では、未就園児に遊びの場を提供するとともに、保護者の交流の場として子育て支援室を設置し、子育てに関する相談や指導、子育てグループの育成支援等に取り組んでいる。今後も継続した施設機能の充実を図り、地域の子育てをサポートする取り組みが必要である。

保育施設については、育児サービスの多様化への対応及び耐震化等も含めた施設の効率的な運営を図るため、平成31年度に土庄・湊崎・大鐸・北浦・大部・四海地区の幼稚園と保育所を一元化した幼保連携型認定こども園に移行した。また、豊島地区の保育施設については平成30年度に新設し、管理・運営について民間を活用した保育サービスの提供を行っている。今後も増大・多様化する保育ニーズに対応するための施設運営及び環境整備等が必要である。

また、児童の健全育成を図るため、児童手当支給事業や乳幼児及び子ども医療費支給事業を実施するとともに、児童館の事業活動や地域の子ども会活動の促進に努めている。

今後は、児童を健やかに育むため、世代間交流の機会の充実や遊びやスポーツ、学習などを通じた仲間づくりを支援することなども重要である。

### ③ 母子・父子福祉

令和3年3月末現在、ひとり親家庭等医療費支給事業の受給資格者は252名となっている。

母子父子寡婦福祉資金の貸付やひとり親家庭等への医療費の助成制度などによる経済的自立への援助を行っている。今後、就労支援対策や相談体制等ひとり親家庭の対応やニーズに応じたきめ細かな支援策が求められている。

### ④ 障害者（児）福祉

令和2年3月末現在、身体障害者手帳所持者は840人で平成24年の859人をピークにやや減少傾向、知的障害者（療育手帳所持者）は190人、精神障害者保健福祉手帳所持者は、84人と近年横ばい傾向となっており、障害の重度化、重複化、高齢化の傾向が見られる。

本町では、重度心身障害者に医療費の一部を助成することにより、障害者の経済的自立への援助を行っている。

障害のある人が、自立して地域で共に暮らせる社会を実現するため、障害者総合支援法に基づき、個々の障害支援区分に応じた障害福祉サービス、移動支援、日中一時支援や日常生活用具の給付等のサービスを実施している。また、平成28年4月から施行されている障害を理由とする差別の解消を推進することを目的とした障害者差別解消法に基づき、障害のある人から社会的障壁を取り除くために必要で合理的な配慮を行うことが求められることを踏まえた施策を進めていく必要がある。

本町には、指定障害福祉サービス事業所（ひまわりの家）1か所、知的障害者更生施設（みくに成人寮）1か所があるが、このような既存施設の活用を視野に入れながら地域生活支援拠点としてグループホームの整備を検討していくことが必要となっている。

### ⑤ 保 健

公衆衛生思想の普及と医学水準の向上により平均寿命は著しく延びてきたが、その一方で、社会環境や生活環境の変化に伴い、生活習慣病の慢性疾患や心身の疲労など疾病構造も変化してきている。

本町においても生活習慣病による死亡者が高い割合を占めており、予防対策の一環として特定健康診査、後期高齢者健診、各種がん検診等を実施し、病気の早期発見・早期治療に努めている。また、乳幼児期からの生活習慣病予防をめざし、乳児健診や母子保健指導を行っている。

健康であるためには、日頃からの健康づくりが必要であり、日常的な健康管理への意識向上が大切である。そのためには、町内の医療機関などの協力を得て健康づくりへの関心を高めるとともに、保健センターを中心とした健康教育、健康相談、訪問指導等を充実させていくことが必要である。

## ⑥ その他

戦後75年が経過し、戦没者遺族の高齢化が進み、援護対象者は減少しているが、戦没者追悼式開催や各種慰霊祭への参列等遺族への援護を実施していくことが必要である。

## (2) その対策

### ① 高齢者福祉

- ・ 福祉と健康増進機能を持った施設の整備や文化・スポーツ活動の推進を行い、高齢者の健康づくりや生きがいづくりを支援するとともに、ボランティア活動や老人クラブ活動、社会福祉協議会、敬老会行事への支援を行う。また、学校などにおいて世代間交流を推進するとともに、シルバー人材センターへの支援や、老人大学における学習活動・機会の充実を図る。
- ・ 公共交通機関がない地域において、高齢者や障害者の町内医療機関への通院の利便性を図るため、福祉バスの整備、充実を図る。
- ・ 介護を必要とする高齢者が、住み慣れた地域や家庭で引き続き生活できるよう介護保険による訪問介護、通所介護、短期入所等の在宅介護サービスの充実を図る。介護認定で自立判定を受けた高齢者に対しては、家事援助型の訪問介護や生きがい対応型の通所介護等の推進を図り、家族の支援を行う。
- ・ 介護保険施設では、一人暮らしや夫婦のみの世帯の中重度の要介護者など、高齢者の心身の状況等に応じて適切な生活や療養の場を提供するとともに、長期的な目標を設定し、施設等の整備を促進する。
- ・ 在宅介護に関する総合的な拠点としての地域包括支援センターの充実を図り、介護を必要とする高齢者及び介護認定で自立判定を受けた高齢者に対する情報提供や相談体制の確立に努める。また、ケアマネジャーの充実を図り、介護等サービスの利用における一層の公平性を確保するよう努める。
- ・ 高齢者が要介護（要支援）状態となることを予防するとともに、要介護状態となった場合でも可能な限り、地域で自立した日常生活を営むことができるよう、

地域包括ケアシステム（介護、医療、予防、生活支援、住居等が包括的に確保されるシステム）の構築を目指す。

- ・ 高齢者、障害者等が生活しやすい環境づくりを推進するため、道路等の公共施設や交通機関等についてバリアフリー化を進める。

※土庄町高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画（第8期）

目 標	令和2年度実績	令和5年度
チャレンジスクール（栄養実践編）	15人（2回）	20人（3回）
理想のカラダづくり教室（ピギナー編）	20人（2コース）	80人
理想のカラダづくり教室（ハイリスク編）	70人（2コース）	80人
元気アップ教室	11人（11回）	75人（60回）

目 標	令和2年度実績	令和5年度
シルバー人材センター会員数	75人	90人
就業実人数	75人	90人

## ② 児童福祉

- ・ 児童手当支給事業や乳幼児医療費支給事業、子ども医療費支給事業、児童障害福祉年金支給事業を実施し、経済的支援を行う。
- ・ 子育てに関する中核施設としての子育て支援室の機能をより一層強化し、情報収集や相談体制づくりに努め、家庭と地域社会、関係機関が一体となって児童福祉の推進を図る。
- ・ 幼保連携型認定こども園については、安心して園児を預けることができる施設の維持管理に努めるとともに、老朽化が進んでいる建物については計画的な改築・改修等を実施し、適正な維持保全に努める。
- ・ 児童憲章や子どもの権利に関する条約などの趣旨や、子育てに関する意識の普及・啓発を図る。
- ・ 子育てボランティア養成研修等を開催し、異世代間の交流を視野に入れた地域における子育て支援活動の推進を図る。
- ・ 児童館については、施設整備及び機能の充実を図り、児童の育成指導のほか、相談指導や地域組織活動の促進を図る。保育所については、安心して児童を預けられる環境を確保するため、認定こども園の整備を視野に入れながら、耐震化等の整備に努める。

目 標	令和2年度実績	令和7年度
子育て支援室利用者数	3,165人／年	3,500人／年
児童館利用者数	5,064人／年	5,000人／年
児童館トイレ洋式化	3／4施設	達成（令和3年度）

### ③ 母子・父子福祉

- ・ ひとり親家庭の経済的・社会的自立促進のため、福祉資金の貸付やひとり親家庭等医療費支給事業等の各種給付制度の啓発を図る。
- ・ 母子・父子自立支援員・主任児童委員や児童委員、社会福祉協議会と連携をとり、情報提供・相談機能体制の強化を進める。

### ④ 障害者（児）福祉

- ・ 障害のある人の健康保持と経済的支援を図るため、医療費等の給付や共済掛金の助成を行う。
- ・ 障害のある人が、地域で安心して暮らせるよう、在宅及び施設等での福祉サービスや日常生活支援、住宅改造助成等の拡充を図る。
- ・ 障害のある人が、地域移行に向けて安心して生活することができる生活施設や自立した生活のために必要な訓練を受けることができる施設の充実に努める。
- ・ バス・タクシーの利用助成など、交通経費の軽減を行い、障害者の外出支援を図る。また、文化・スポーツ行事の開催により、多様な社会参加の機会提供を行うほか、インターネット等による情報提供に努める。

※土庄町障害福祉計画（第6期）・障害児福祉計画（第2期）

目 標	令和2年度実績	令和5年度
自立生活援助数	0人	1人
共同生活援助数	11人	12人
施設入所支援数	29人	28人

### ⑤ 保 健

- ・ 母子の健康の保持及び増進並びに子育て支援を行うため、保健センターを拠点として各種健康診査・保健指導等の充実に努める。
- ・ 児童・生徒の健康の保持増進を図るため、学校での健康診断、健康教育の充実に努める。
- ・ 生活習慣病の早期発見と予防を図るため、特定健康診査、特定保健指導の充実に努める。また、認知症や寝たきりを予防するため、健康教育、健康相談、訪問指導等の健康増進事業及び介護予防事業の充実に努める。
- ・ 乳幼児・成人歯科検診、歯みがき教室、歯の健康まつりなどの事業の充実に努める。
- ・ 関係機関と連携し、結核、インフルエンザ、O-157、新型コロナウイルス等の感染症予防に対する正しい知識の普及と感染症予防に努める。
- ・ 乳幼児から学齢期・成人期・中高齢期に至るまでの保健事業を系統的に実施す

るとともに、健康づくり協議会を充実し、総合的な健康づくりを推進する。

⑥ 過疎地域持続的発展特別事業

- ・ 人口減少の著しい本町においては、人口対策の観点からも、安心して子どもを産み育てることのできる環境づくりを進めるとともに、超高齢社会をまち全体で支える体制の整備・充実を図る。
- ・ 伝染のおそれがある疾病の発生及びまん延を予防するために、予防接種を行い、公衆衛生の向上及び予防接種による健康被害の迅速な救済を図る。
- ・ 看護職員等の確保を図るため、修学資金の貸付を実施する。
- ・ 恩給法や戦傷病者戦没者遺族等援護法に基づいた各種の請求指導や遺族会への支援をすることにより、高齢化している遺族の福祉向上を図る。
- ・ 高齢者等が医療機関への通院を目的にタクシーを含む公共交通機関を利用する際の経済的負担及び移手段の負担軽減を図る。

⑦ その他

- ・ 超高齢社会に対応した福祉活動を充実させるため、訪問入浴サービス車両及び福祉バスとして使用するマイクロバス運行事業を継続する。
- ・ 保健・医療・福祉部門の総合的なサービスを実施するための保健福祉総合施設の機能充実を図り、関係部門のネットワーク化に努め、在宅における質の向上につながるような取り組みを実現する。

(3) 事業計画（令和3年度～7年度）

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業 主体	備考
6子育て環境 の確保、高 齢者等の保 健及び福祉 の向上及び 増進	(1) 児童福祉 施設 児童館	児童館施設修繕事業	町	
	(2) 過疎地域 持続的発展 特別事業 児童福祉	重度障害児島外通院交通費補助事業 内容：島外通院に要した費用の一部を助成する 必要性・効果：障害児の健康増進、生活の安定化	町	
		難聴児補聴器購入費用助成金 内容：身体障害者手帳の交付の対象とならない児童が補聴器の購入に要する費用の一部を助成する 必要性・効果：軽度・中等度の難聴児の健全な発	町	

		<p>達を支援</p> <p>児童障害福祉年金支給事業 内容：一定以上の障害を有する児童の保護者に年金を支給 必要性・効果：障害児を有する世帯の生活安定化</p> <p>乳幼児医療費支給事業 内容：6歳未満の乳幼児の医療費を助成 必要性・効果：乳幼児の疾病の早期発見と治療の促進</p> <p>子ども医療費支給事業 内容：6歳から18歳未満の児童の医療費を支給 必要性・効果：児童の疾病の早期発見と治療の促進</p> <p>未熟児養育医療費支給事業 内容：医師が入院養育を必要と認めた未熟児に対して、入院医療費を支給 必要性・効果：未熟児の生後速やかな適切処置</p> <p>児童手当支給事業 内容：中学校修了前の児童を養育している者に児童手当を支給 必要性・効果：家庭生活の安定に寄与、児童の健全な育成・資質の向上</p> <p>障害児通所支援事業 内容：児童発達支援、放課後等デイサービス等の事業の実施 必要性・効果：生活能力向上のため、学校教育と相まって障害児の自立促進</p> <p>一時預かり事業 内容：保護者の事情により一時的に保育所に子どもを預ける事業 必要性・効果：保護者の負担軽減</p> <p>病児・病後児保育事業 内容：病気後に医師の診断を経て一時的に子どもを預かる事業 必要性・効果：保護者の負担軽減、病気感染防止</p>	<p>町</p> <p>町</p> <p>町</p> <p>町</p> <p>町</p> <p>町</p> <p>私保育所</p> <p>町</p> <p>町</p>	
--	--	---	---	--



		<p>私立・町外保育所運営事業          内容：保護者の労働等により保育を必要とする児童の預かりについて委託運営を行う          必要性・効果：児童の生活環境の確保</p>		
		<p>認定こども園運営事業          内容：認定こども園5園の管理運営          必要性・効果：子育て環境の充実</p>	町	
		<p>こどもさくら公園運営事業          内容：芝生広場及び複合遊具等の適正な維持管理を行う          必要性・効果：子育て世帯及び多世代の交流によるにぎわい創出</p>	町	
	高齢者・障害者福祉	<p>福祉バス運行事業          内容：公共交通空白地帯での無料バス運行          必要性・効果：高齢者の移動手段の確保</p>	町	
		<p>社会福祉協議会補助金          内容：社会福祉協議会への補助金          必要性・効果：社会福祉事業の健全発達、社会福祉活動の活性化による地域福祉推進</p>	町	
		<p>高齢者訪問・寝たきり老人見舞い事業          内容：95歳以上の高齢者への祝品、寝たきり老人への見舞品の配布          必要性・効果：高齢者への慶祝</p>	町	
		<p>老人クラブ事業          内容：老人クラブの育成、支援          必要性・効果：高齢者介護予防や地域支え合い活動の促進</p>	町	
		<p>福祉電話設置事業          内容：独居老人に対し電話を設置する          必要性・効果：高齢者の福祉の増進</p>	町	
		<p>緊急通報体制整備事業          内容：独居老人に対する機器の貸出          必要性・効果：高齢者の安全管理</p>	町	
		<p>敬老会補助事業          内容：敬老行事への補助</p>	町	

	<p>必要性・効果：高齢者の生きがい創出</p> <p>土庄町ふれあいサービス事業 内容：介護保険外の家事援助サービスの提供</p> <p>必要性・効果：多様なサービスの提供</p>	町
	<p>高年齢者就業機会確保事業 内容：シルバー人材センターへの補助金</p> <p>必要性・効果：高齢者への就業機会の確保・提供、高齢者の能力を生かした活力のある地域社会づくり</p>	町
	<p>社会福祉法人利子補給事業（老人福祉施設） 内容：老人福祉施設整備における借入に対する利子補給</p> <p>必要性・効果：社会福祉施設整備の促進を図る</p>	町
	<p>老人ホーム入所措置事業 内容：老人福祉法第11条の規定による入所等の措置</p> <p>必要性・効果：老人福祉の増進</p>	町
	<p>障害者医療費給付事業 内容：身体の障害を除去又は軽減し、日常生活を容易にするための医療給付</p> <p>必要性・効果：障害者に対する日常生活能力・職業能力の回復</p>	町
	<p>障害者自立支援給付事業 内容：障害支援区分に応じた介護給付や補装具の給付等</p> <p>必要性・効果：自立した日常生活・社会生活のため、サービスや支援等を行う</p>	町
	<p>地域生活支援事業 内容：移動支援、日中一時支援や日常生活給付等の事業の実施</p> <p>必要性・効果：障害者への自立支援</p>	町
	<p>心身障害者等医療費給付事業 内容：一定以上の障害を有する者への医療費助成</p> <p>必要性・効果：心身障害者の健康の保持、増進、</p>	町

		<p>生活の安定化</p> <p>心身障害者扶養共済掛金助成事業 内容：心身障害者扶養共済制度加入者に対する助成 必要性・効果：独立自活が困難な者が属する世帯の生活の安定化</p> <p>通院困難者支援事業 内容：島内通院に要する費用の一部を助成する 必要性・効果：通院時の経済的負担及び移動手段の負担軽減</p>	町	
	健康づくり	<p>福祉医療協力交付金 内容：小豆郡医師会及び小豆郡歯科医師会に交付金を交付 必要性・効果：福祉医療に対する協力体制の確立</p> <p>ひとり親家庭等医療費支給事業 内容：ひとり親家庭等への医療費の助成 必要性・効果：母子等の健康の保持、増進、生活の安定化</p> <p>予防接種事業 内容：住民に対し各種予防接種を実施 必要性・効果：伝染のおそれがある疾病の発生及びまん延を予防</p>	町	
	その他	<p>エンゼル祝金等支給事業 内容：出産、第3子以上の養育に給付金を支給 必要性・効果：保護者の経済的負担の軽減</p> <p>結婚新生活支援事業 内容：新婚世帯に対し住居費等の補助 必要性・効果：少子化対策、人口減少対策</p> <p>特定不妊治療費助成事業 内容：不妊治療を行った者への助成 必要性・効果：経済的負担の軽減</p> <p>遺族厚生会補助金</p>	町	町

	(3) その他	<p>内容：遺族厚生会への補助金  <small>必要性・効果</small>：戦没者英霊の顕彰と、その遺族の福祉増進を図る</p> <p>修学資金貸付事業  内容：看護師等の養成所に在学する者に対し修学資金を無利子で貸付  <small>必要性・効果</small>：町内医療施設等における看護職員等の確保</p> <p>訪問入浴サービス車両購入事業</p> <p>福祉バス購入事業</p> <p>高齢者住宅改造事業</p> <p>重度身体障害者住宅改造事業</p> <p>保健福祉総合施設設備更新事業</p>	町	
			町	
			町	
			町	
			町	
			町	

**(4) 公共施設等総合管理計画等との整合**

**【施設類型における基本的な方針との整合】**

- ・児童館については、児童に健全な遊びを与えて、その健康を増進し、情操を豊かにすることを目的として施設整備及び機能の充実を図る。また、相談指導や地域組織活動の促進も図る。

## 8. 医療の確保

### (1) 現況と問題点

町内の医療機関は、平成28年度の小豆島中央病院開院によって、土庄中央病院は小豆島中央病院企業団が運営する診療所となったため、診療所6箇所、歯科診療所5箇所であり、民間の開業医については高齢化が進捗している。

また、医療機関の多くが基幹集落に集中しているため、周辺の小規模集落の中には受診が容易でない地域も存在する。これらの地域に対しては、県予防医学協会・県総合検診協会との協力のもと健康診査と各種検診を行っているが、小規模集落の医療体制の充実は、今後も引き続き行っていかなければならない。

緊急医療対策については、小豆郡医師会の協力のもと、1次救急の在宅当番医制として日曜・祝日・年末年始及び夜間の救急患者に対して応急処置を行うとともに、必要な場合は2次医療機関である小豆島中央病院へ搬送を行うが、高齢化に伴い、救急の需要は多様化・高度化している。従って、島内の医療機関との連携を図ることはもちろん、島外の医療機関とも連携を強め、医療体制の一層の充実を図らなければならない。

小豆医療圏を取り巻く環境は、医師、看護師等の不足や、医療設備の充実化という問題に、小豆島中央病院に集中配置することで対応しているが、過疎化、少子高齢化は依然として進んでおり、小豆2町、小豆島中央病院企業団で連携を強化し、継続的な医療提供体制の確保に努めていく必要がある。

### (2) その対策

#### ① 医療体制の充実

- ・ 保健・医療・福祉部門の総合的なサービスを実施するための保健福祉総合施設の機能充実を図り、関係部門のネットワーク化に努め、在宅における質の向上につながるような取り組みを実現する。
- ・ 医療体制の中核となる小豆島中央病院の診療体制の充実を図り、保健福祉総合施設との連携による予防、リハビリ等包括医療に取り組み、患者サービスの向上に努める。また、医療機器、医療設備の整備を進めるとともに、県、大学など関係機関との連携を図りながら医師、看護師など医療スタッフの確保と資質向上に努める。
- ・ 小豆島中央病院が対応できない重症患者については、県、医療機関等の協力を得て24時間対応可能な搬送体制の迅速化に努める。
- ・ 離島、小規模集落における医療需要に対応するため、簡易保険福祉事業団や済生会病院による検診船の派遣継続とともに県の訪問歯科診療の活用にも努める。また、小豆島中央病院の巡回診療体制の充実に努める。

目 標	令和2年度実績	令和7年度
救急搬送できなかった者	0人	0人
歯科巡回診療実施回数	46回	同等
歯科巡回診療受診者延数	428人	500人

## ② 過疎地域持続的発展特別事業

- ・ 島しょ部である本町において、安心して医療を受けられる環境を整備するため、住民及び医療スタッフにとって安心・安全な病院づくりを進める。

## (3) 事業計画（令和3年度～7年度）

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業 主体	備考
7 医療の確保	(1) 診療施設 病 院	医療施設等整備事業（企業団）	企業団	企業団負担金
		医療機器等整備事業（企業団）	企業団	企業団負担金
	診 療 所	医療施設等整備事業	町	
		医療機器等整備事業	町	
	(2) 過疎地域 持続的発展 特別事業 自治体病院	職員等スキルアップ事業 内容：医療職等職員の技術向上 必要性・効果：充実した医療サービスの提供	企業団	企業団負担金
		診療所施設運営事業 内容：公立病院跡地での診療所運営 必要性・効果：安定した医療サービスの提供	企業団	企業団負担金
		地域医療人材確保事業 内容：医療従事者等の確保 必要性・効果：安定した医療サービスの提供	企業団	
		そ の 他	豊島歯科診療所運営事業 内容：巡回歯科診療の実施 必要性・効果：歯科診療の充実	町
	(3) その他	医師住宅整備事業（企業団）	企業団	企業団負担金
		ヘリポート整備事業	広域	

## 9. 教育の振興

### (1) 現況と問題点

#### ① 学校教育

本町は、昭和39年に教育憲章を制定し、知・徳・体の調和のとれた人間性豊かで、創造性と実践力を持つ心身ともに健康な児童・生徒の育成を目指している。今後も、学校施設の整備など教育環境の充実とともに、豊かな心を育てる教育を重視し、情操教育や人権教育の推進、さらに、学校と家庭、地域社会との密接な連携による学校教育の展開が必要である。

本町の児童・生徒数について、近年の少子化に伴い減少傾向にある。令和3年5月1日現在で、小学校の児童数は501名、中学校の生徒数は267名であり、昭和45年度と比較すると、児童数は23.7%に、生徒数は19.6%に減少している。これまで、小・中学校の学校再編および複式学級への移行に取り組んでいるが、今後も少子化に対応した適正な学校運営が課題となっている。

一方、急速に情報化が進む現代社会において、子どもたちが情報通信技術（ICT）を活用し、未来を生き抜くための資質・能力を育てる学校教育が求められる中、GIGAスクール構想による一人一台端末の積極的な利活用を行い、主体的・対話的で深い学びの実現及び情報活用能力の育成が必要である。

また、特別な支援が必要な児童・生徒、家庭等の対応について、スクールソーシャルワーカー等の専門的な人材の確保・育成も喫緊の課題である。

○ 小・中学校児童(生徒)数、学級数の推移

小学校

(各年 5月1日現在)

	土庄小学校		戸形小学校		測崎小学校		大鐸小学校		北浦小学校		大部小学校		四海小学校		豊島小学校		計		
	学級	児童数	学級	児童数	学級	児童数	学級	児童数	学級	児童数	学級	児童数	学級	児童数	学級	児童数	学級	児童数	
昭和45年度	16	541	6	108	12	344	6	145	7	192	9	231	13	296	13	256	82	2,113	
昭和55年度	16	513	6	106	13	443	6	128	7	126	6	163	6	210	6	151	66	1,840	
平成 2年度	14	406	6	83	14	396	6	130	7	142	6	149	7	203	6	107	66	1,616	
平成 12年度	12	244	6	63	11	266	6	68	8	106	6	81	8	133	7	42	64	1,003	
平成22年度	11	232	平成17年度に土庄小学校に統合		12	272	平成17年度に測崎小学校に統合		5	32	平成17年度に測崎小学校に統合		7	68	6	27	41	631	
平成27年度	24	546	平成27年度に新土庄小学校に統合													5	22	29	568
令和元年度	22	519														3	21	25	540
令和2年度	21	490														3	22	24	512
令和3年度	19	483														3	18	22	501

中学校

(各年 5月1日現在)

	土庄中学校		北浦中学校		四海中学校		大部中学校		豊島中学校		計	
	学級	生徒数	学級	生徒数	学級	生徒数	学級	生徒数	学級	生徒数	学級	生徒数
昭和45年度	18	690	6	172	6	196	5	127	6	178	41	1,363
昭和55年度	20	785	土庄中学校に、昭和46年度北浦中学校、昭和48年度四海中学校、昭和52年度大部中学校を統合						3	87	23	872
平成 2年度	21	803							3	55	24	858
平成 12年度	17	596							3	32	20	628
平成22年度	13	371							3	16	16	387
平成27年度	12	290							4	7	16	297
令和元年度	10	271							2	12	12	283
令和2年度	12	269							2	11	14	280
令和3年度	12	252							3	15	15	267



## ② 幼児教育

少子化によって子どもの数が急激に減少しており、令和3年5月1日現在で、園児数は221名となっている。昭和45年と比較すると、43.6%に減少している。

幼児教育は、生涯にわたる人間形成の基礎を培うとともに、心身の健全な発達に重要な役割を果たしている。近年は施設面と教育面における幼保の一元化に取り組んでおり、今後も多様化するニーズに対応した保育サービスの提供と施設運営が必要である。

○ 園児数の推移(3歳・4歳・5歳児)

(各年 5月1日現在)

	土庄幼稚園		戸形幼稚園		湊崎幼稚園		大鐸幼児園		北浦幼児園		大部幼児園		四海幼稚園		豊島幼稚園		計	
	学級	園児数	学級	園児数	学級	園児数	学級	園児数	学級	園児数	学級	園児数	学級	園児数	学級	園児数	学級	園児数
昭和45年度	5	163	2	27	4	138	2	33	2	47	2	55	昭和52年度開園		2	44	19	507
昭和55年度	6	173	2	30	5	170	2	46	2	49	2	58	2	56	2	23	23	605
平成2年度	5	138	2	28	4	104	2	37	2	48	2	50	2	53	2	30	21	488
平成12年度	5	103	2	18	5	81	2	17	2	29	2	16	2	35	2	10	22	309
平成22年度	5	78	平成18年度に 土庄幼稚園に統合		4	63	3	20	2	4	3	12	3	28	平成17年に廃園		20	205
平成27年度	4	61			3	60	3	8	2	5	3	8	3	18			18	160

※幼児園は幼稚園部のみ

	土庄こども園		大鐸こども園		北浦こども園		大部こども園		四海こども園		計	
	学級	園児数	学級	園児数	学級	園児数	学級	園児数	学級	園児数	学級	児童数
令和元年度	6	124	3	28	2	15	3	7	3	21	17	195
令和2年度	6	135	3	32	3	26	3	10	3	22	18	225
令和3年度	6	138	3	29	3	28	3	7	3	19	18	221

## ③ 社会教育

地域の社会教育・生涯学習の拠点施設である公民館については、旧小学校区を基準として8館設置されており、地域課題に対応する一番身近な教育施設として、また、そこで開催される各種講座・研修会などで学ぶ学習施設として、そして、地域行事やスポーツ大会を通して人々の集う交流施設として維持・運営されてきた。

文化施設となる図書館については、図書・雑誌等の出版物が年々増大化し、同時に情報化の進展や住民の生涯学習意識の向上もあいまって、サービスの多様化・高度化が強く求められたことから、平成15年度に現在の中央図書館が整備された。

また、地域と学校・家庭をつなぐ取り組みの一つとして、平成19年度から放課後子ども教室事業を実施し、土庄・湊崎・大鐸・四海の4教室を開室するなど、日常生活を取り巻く様々な面での社会教育の振興と推進を図ってきた。

しかしながら、近年では、高齢化・情報化が急激に進行したことにより、住民のニ

一ズの多様化・高度化が顕著となり、設備的また人力的に対応しきれない公民館の活動の鈍化につながるという課題が浮き彫りとなってきた。

さらに、これまで整備してきた各社会教育施設の維持管理とその老朽化への対応が、小学校閉校後の地域社会での拠点と目される公民館の活性化と合わせて、人的・財政的課題として大きなウェイトを占めてきている。

#### ④ 人権教育

本町においては、人権政策の一環として平成12年度に「人権教育のための国連10年土庄町行動計画」を策定している。

これは、人権文化の普遍を目標としたものであり、そのための教育上の条件整備や同和問題を含め、女性、子ども、高齢者、障害者等を取り組みの重要課題として位置づけて問題解決を図ろうとするものであるが、これらを総括して人権政策の観点からみた場合、このために必要な政策は今日まで同和問題の解決に取り組んだ政策に重なってくる。

しかし、今までともすれば同和問題を主とした住環境整備や自立向上のための支援的事業を中心に推し進めてきた傾向がある。今後は、人権尊重の社会的意識の確立が必要であり、教育と啓発に力点を注ぐ必要がある。

平成21年から毎年開催している土庄町人権フェスタでは、あらゆる差別の解消に向けた取り組みを行い、こども園、小学校、中学校、高校、社会人が参加することにより、町民の人権意識の高揚に努めている。

#### ⑤ スポーツ・レクリエーション

高齢化や余暇の拡大が進展するなか、健康な生活を送るためスポーツに親しむ人が増えてきている。スポーツ・レクリエーション活動は、人と人を結び、豊かなコミュニティの形成にも寄与するものである。

本町は、総合会館や高見山運動公園をはじめ、地区体育館・多目的グラウンドなどの諸施設の維持・整備を行うとともに、体育協会やスポーツ推進委員などと連携し、各種スポーツ大会といったイベントを通してスポーツに親しめる環境づくりを進めてきた。

### (2) その対策

#### ① 学校教育

- ・ 心豊かな人間の育成を目指した教育を推進する。さらに、自然・社会体験を重視したゆとりある教育活動や基礎的、基本的な知識や技能を確実に身につけさせるとともに、ICT 機器やインターネットを活用した教育の充実に努める。また、多様な学習活動に努め、特色ある学校づくりを推進し、地域と一体となった教育の創造と

自然やボランティア等の体験学習を大切にした授業の構築を図る。

- ・ 児童・生徒一人ひとりが、心身ともに健康で明るく充実した生活を送れるよう、教育活動全体を通じて自ら運動する意欲を培い、生涯にわたって運動に親しむための基礎となる体力の向上を図る。
- ・ 学校における教育内容・授業方法等の改善・向上を図るため、研修・研究の充実に努める。
- ・ ICT教育を推進するための環境整備及び人材確保に努める。
- ・ スクールソーシャルワーカーを配置するための人材確保及び育成に努める。
- ・ 学校教育施設等を総合的観点で捉え、構造躯体が健全で長寿命化が可能な施設については長寿命化することを前提に、適切な改修・維持保全に努め、安全・安心な環境整備を図る。また、更新時期を迎えた施設は、建て替えを検討する。

## ② 幼児教育

- ・ 家庭や地域社会のニーズの多様化に対応するため、保育サービスの充実に努めるとともに、老朽化等により保育の質が低下することのないよう、必要に応じた施設の更新等を行う。
- ・ 子育てを支援するため、地域の人々が気楽に交流できるよう施設の開放を図り、地域に開かれた園づくりを行う。

## ③ 社会教育

- ・ 生涯学習を総合的に推進するため、学校、社会教育関係団体、地域団体などと連携を強化し、生涯学習体制の確立を図るとともに、学習情報の収集・提供により住民の自主的な学習活動を支援する。
- ・ 住民のニーズにあった各種講座を開催し、生涯学習拠点としての公民館活動を行う。また、学校を取り巻く社会状況を勘案しながら、放課後子ども教室の施設整備を進める。さらに、公民館をはじめ社会教育及び社会体育施設の整備・改善を図る。
- ・ 中央図書館については、県立図書館を始めとする公立図書館や地区公民館に設置した巡回文庫や配本所及び学校等との連携を深めるとともに、図書・読書に関係するボランティア活動への支援を行い、住民のニーズと利用の状況を踏まえた一層のサービス及び施設の充実に努める。
- ・ 地域のコミュニティ活動の中心となる自治集会施設や設備及び自治会運動広場等の整備を援助促進し、その活用を図る。
- ・ 社会教育施設等を総合的観点で捉え、構造躯体が健全で長寿命化が可能な施設については長寿命化することを前提に、適切な改修・維持保全に努め、安全・安心な環境整備を図る。また、更新時期を迎えた施設は、建て替えを検討する。

目 標	令和2年度実績	令和7年度
公民館講座の参加者数	201人/年	800人/年
図書館利用者数・貸出数	利用者数 19,758人/年 貸出数 86,721点/年	利用者数 28,000人/年 貸出数 106,000点/年
放課後子ども教室利用者数	11,698人/年	10,000人/年

#### ④ 人権教育

- ・ 人権教育、啓発の推進はすべての人権問題に共通する課題であり、かつ必要とするため、今日までの同和対策の取り組みの成果を十分に活かしながら、本町の人権政策の要となる「人権擁護条例」や人権文化の普遍を目指した「土庄町人権教育・啓発に関する基本計画」また「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」など具体化して事業を推進し、人権問題の本質的課題に向けた取り組みを展開する。

目 標	令和2年度実績	令和7年度
人権フェスタ参加人数	700人	1,500人
土庄町人権教育・啓発に関する基本計画改訂	—	達成（令和3年度）

#### ⑤ スポーツ・レクリエーション

- ・ 住民が、生涯にわたり日常的に楽しく親しめるようなコミュニティスポーツの普及・振興を図り、住民の親睦・交流とともに健康の保持・増進を支援する。また、インターネット等を利用して情報を提供し、スポーツ活動の啓発と参加の推進を図るとともに、指導者を育成し、相談・助言のできる機能と年齢別スポーツ教室等の充実に努める。
- ・ 各種スポーツ団体やサークルの自主的活動を支援するとともに、住民が主体となってスポーツに親しむ基礎となるべき総合型地域スポーツクラブの運営等を支援し、スポーツ活動の振興を図る。
- ・ スポーツ施設の維持・整備に努めるとともに、スポーツやレクリエーションに親しみやすい環境を備えたまちづくりを進めるため、緑豊かな町並や散歩道、身近な公園などの充実に努める。

目 標	令和2年度実績	令和7年度
土庄町総合会館の利用者数	27千人/年	64千人/年
プロチーム等を招聘したスポーツイベント数	0回/年	3回/年

#### ⑥ 過疎地域持続的発展特別事業

- ・ こども園等に通所していない幼児及びその保護者の情報交換の場所、又ふれあいの場所として、子育て支援センターの充実に努める。
- ・ 発達障害等の支援の必要な児童生徒及び家庭への支援を行い、子育て支援の充実に努める。

を図る。

- ・ 放課後児童クラブの運営やこども園早出居残りの園児の保育を行い保護者の就労支援に努める。
- ・ 中学生の遠距離通学及び休日の部活動の際の登校に対し、補助を行う。
- ・ 小中学生の通学の足を確保するため、スクールバスの運行を委託する。
- ・ 社会教育の充実のため、各種団体に対し、補助を行う。
- ・ 園児の園生活における安全な環境を確保するためこども園等の施設の耐震化を行う。
- ・ 老朽化などによって効果的な利用の望めない施設又は閉鎖した施設については、経年劣化による危険を防止するため、また、景観との調和を図るために解体撤去を行い、跡地の有効利用・活用を促す。
- ・ 学校施設及び社会教育施設等の長寿命化計画に基づき、適切な施設の維持管理を行う。また、必要に応じて計画の見直しを行い、維持・更新コストの縮減を図る。

### (3) 事業計画（令和3年度～7年度）

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業 主体	備考	
8 教育の振興	(1) 学校教育 関連施設 スクールバス・ポート	スクールバス購入事業	町		
		給食施設	中央学校給食センター設備更新工事	町	
	(2) 集会施設 体育施設等 公民館	公民館建替事業	町		
		公民館改修事業	町		
		集会施設	働く婦人の家改修事業	町	
		老人福祉センター改修事業	町		
	体育施設	産学民交流施設整備事業【再掲】	町		
		体育施設建替事業	町		
		体育施設改修事業	町		

	図 書 館	図書館改修事業	町
	そ の 他	放課後子ども教室改修事業	町
		放課後子ども教室備品整備事業	町
		社会教育施設改修事業	町
(3) 過疎地域 持続的発 展特別事 業	幼 児 教 育	地域子育て拠点事業 内容：子育て支援センターの運営 必要性・効果：保護者等の子育て相談及び情報 交換の場の提供	町
	高 等 学 校	遠距離通学補助事業 内容：遠距離通学者への補助 必要性・効果：保護者の経済的負担軽減	町
	義 務 教 育	部活動休日登校補助事業 内容：休日の登校に対する補助金支給 必要性・効果：保護者の経済的負担の軽減	町
		スクールバス等運行委託事業 内容：小学校及び中学校のスクールバス の運行委託 必要性・効果：効率的で安全な登下校の確保	町
		豊島地区放課後児童預かり事業 内容：豊島地区の小学生を対象とした預 かり事業 必要性・効果：小学生保護者の就労支援を通じ た子育て環境の充実	町
		特別支援教育コーディネーター事業 内容：発達障害等の相談事業におけるコ ーディネート事業 必要性・効果：相談業務の充実	町

		<p>通級指導教室学力向上事業 内容：通級指導教室への支援員派遣事業 必要性・効果：支援を要する児童への効果的学習の確保</p>	町	
		<p>放課後児童クラブ運営事業 内容：小学生を対象とした放課後児童の預かり事業 必要性・効果：子育て家庭に対する就労支援の充実</p>	町	
		<p>ICT教育推進事業 内容：GIGAスクール構想におけるICT教育の推進、タブレット端末の利活用 必要性・効果：児童・生徒の学習意欲向上、個別最適化された学びの実現</p>	町	
	生涯学習	<p>社会教育団体助成事業 内容：社会教育団体への補助金助成 必要性・効果：社会教育の充実</p>	町	
	スポーツ	<p>地域スポーツクラブ事業 内容：総合型地域スポーツクラブの運営等支援 必要性・効果：スポーツを通じた世代間交流の促進</p>	町	
	その他	<p>老朽化・廃止等施設解体撤去事業 内容：廃校舎等の解体撤去 必要性・効果：危険防止、景観保全、用地の有効利用</p>	町	
		<p>施設長寿命化計画策定事業 内容：学校施設及び社会教育施設等の管理計画作成 必要性・効果：財政負担の軽減・平準化</p>	町	

#### (4) 公共施設等総合管理計画等との整合

##### 【土庄町社会教育施設等長寿命化計画における基本的な方針との整合】

- ・町民文化系施設の適正な維持管理と有効活用を進めるとともに、施設・設備の充実に努める。
- ・中央図書館や小豆島尾崎放哉記念館、大坂城残石記念公園などの社会教育施設の適正な維持管理と有効活用を進めるとともに施設・設備の充実に努める。
- ・スポーツ・レクリエーション施設の維持・整備に努めるとともに、スポーツやレクリエーションに親しみやすい環境を備えたまちづくりを進める。

### **【土庄町学校施設長寿命化計画における基本的な方針との整合】**

- ・ 少子高齢化や急速な過疎が進んでいる状況を踏まえながら、教育環境の充実を図る。
- ・ 学校給食の充実に努めるとともに、地産地消や食育の視点に立った取り組みを進める。また、安心・安全な学校給食を維持するため、より一層の点検・管理に努める。
- ・ 多様化する保育ニーズに対応した保育内容・サービスの充実を図るため、保育所の施設整備など保育環境の充実を進めるとともに、放課後児童クラブを開設する。



## 10. 集落の整備

### (1) 現況と問題点

本町の集落は、複雑な地形の中に点在しており、大別すると旧町村単位の7地区で構成されている。町全体では54自治会で組織され、各自治会の世帯格差も大きい。地域社会における諸問題については、住民自らが考え、実践し、解決していくべきものであり、そのためには人と人が信頼しあい、助け合う連帯意識が大切である。本町においては、自治会、婦人会、老人クラブ、子ども会等の各種団体を中心に小学校区を単位に活動が展開されているが、従来の地縁的結合を中心とした活動に加えて、特定の目的や課題で結びついたネットワーク型の活動も重要となってきた。しかしながら人口減少、高齢化により地域コミュニティの維持が難しくなると自助共助ができなくなる地域もでてくる可能性があり、今後は、自治会をはじめとした地域コミュニティの活性化や福祉、防災など様々なボランティア活動の促進を図り、地域の人々が地域の課題に主体的に取り組める仕組みづくりを進める必要がある。

また、人口減少を正面から受け止め、これにより懸念される課題に向き合い、将来のまちづくりを考えていくことが今後必要とされている。

### (2) その対策

#### ① 過疎地域集落再編整備

- 町有遊休施設を改修し産学民等の交流施設とする。

目 標	令和2年度実績	令和7年度
遊休施設の利活用	未利用地あり	全ての町有遊休施設を利活用する

#### ② 過疎地域持続的発展特別事業

- 自治会、婦人会、老人クラブ、子ども会等を中心とする地域社会活動を支援し、地域間交流を促進するとともに、コミュニティのネットワーク化やその活動の自立向上のため、コミュニティ組織の育成・強化を図る。また、NPOなどの組織化の支援を図る。
- まちづくりの具体性ある将来ビジョンを確立し、道路・公園等の施設の整備に関する施策のほか、環境との共生や福祉への配慮など、基本方針等を総合的に定める。
- 居住機能や医療・福祉・商業、公共交通等の様々な都市機能を誘導し、地域特性に配慮したまちづくり計画の策定により、住民の生活利便性の向上を図る。
- 令和元年度から土庄町庁舎建設事業として新庁舎建設及び庁舎と連結する隣接公有施設の改修工事を令和3年度にかけて実施している。防災拠点として災害時においても継続した行政サービスの提供ができるよう整備を行う。

目 標	令和2年度実績	令和7年度
都市計画マスタープラン作成	—	達成（令和3年度）
立地適正化計画の策定	—	達成（令和5年度）

**(3) 事業計画（令和3年度～7年度）**

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業 主体	備考
9 集落の整備	(1) 過疎地域 集落再編整備	自治集会所施設補助事業	町	
		産学民交流施設整備事業【再掲】	町	
		庁舎整備事業	町	
	(2) 過疎地域 持続的発展 特別事業 集落整備	自治会活動支援事業 内容：自治会活動に対する補助 必要性・効果：安定的な自治組織の維持	町	
		都市計画区域整備事業 内容：都市計画マスタープラン作成 効果：住民の意向を反映した地域づくり	町	
		立地適正化計画策定業務 内容：都市機能、土地利用等の誘導 効果：住民の生活利便性の向上等	町	

## 1 1. 地域文化の振興等

### (1) 現況と問題点

文化は、人々の生活にうるおいや充実感をもたらし、また個性豊かな地域を形成し、自分たちの住む地域への誇りを高め、愛着を育むための重要な要素である。

本町では、公民館、図書館を中心に生涯学習や芸術文化活動が展開されているが、広く住民全体の関心を高めるまでには至っていない。

このため、住民生活に密着した文化の創造に向け、古来の伝統文化を継承しながら、住民参加の芸術文化活動の創造、発展に努める必要がある。

また、町内に多く残されている文化財については、文化財保護条例に基づき、文化財の保存・継承に努め、地域文化の振興・普及促進を図らなければならない。

### (2) その対策

#### ① 地域文化の振興

町内に存在する歴史文化遺産を守り、次世代への継承に努める。また、文化財の発掘・収集・保存及び調査・研究を進め、文化財を保護するとともに、公開・活用に向けたハード・ソフト両面での環境を整えることにより、ふるさとに対する意識を高める。

#### ② 過疎地域持続的発展特別事業

- ・ 肥土山農村歌舞伎に代表される伝統行事や民俗は、住民の郷土への愛着を育み、地域コミュニティを活性化させる重要な文化資源である。このため、住民による伝統行事・習俗承継に関する自主的活動を支援し、また、民俗資料の収集・保存及び分類・調査を進め、伝統と地域文化の継承と振興を図る。
- ・ 住民の自主的な芸術文化活動を振興するため、住民に対して鑑賞の場、活動の場、発表の場を提供するなどの支援を進める。また、住民による文化活動の実態を把握し、各種情報の提供、活動団体・グループの育成支援など、条件整備に努める。

(3) 事業計画（令和3年度～7年度）

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業 主体	備考
10 地域文化 の振興等	(1) 地域文化 振興施設等 地域文化振興施設	文化財保管施設建設事業	町	
		民俗資料保管施設建設事業	町	
	(2) 過疎地域 持続的発展 特別事業 地域文化振興	文化財保護整備育成事業 内容：文化財の保護、整備及び人材育成 必要性・効果：伝統文化の継承等	町	
		文化組織運営補助 内容：文化組織に対する運営補助 必要性・効果：伝統文化の保持、育成	町	
		文化財資料整理事業 内容：文化財資料の記録化 必要性・効果：文化財保全、研究データの蓄積・ 継承	町	
	民俗資料整理事業 内容：民俗資料の記録化 必要性・効果：民俗資料の承継	町		

(4) 公共施設等総合管理計画等との整合

【土庄町社会教育施設等長寿命化計画における基本的な方針との整合】

- ・中央図書館や小豆島尾崎放哉記念館、大坂城残石記念公園などの社会教育施設の適正な維持管理と有効活用を進めるとともに施設・設備の充実に努める。

## 1 2. 再生可能エネルギーの利用の推進

### (1) 現況と問題点

温室効果ガスの排出量の削減は、今後避けて通ることはできなくなっている。本町では、令和2年度に土庄町・小豆島町地球温暖化対策実行計画（区域施策編）を策定し、削減目標を定め、施策を推進している。その中で、効果的なものが再生可能エネルギーの利用促進である。

本町では、平成25年度から、住宅用の太陽光パネルの設置費補助制度を導入している。さらに、公共施設にも積極的に導入を進め、現在8施設に設置をした。しかしながら、太陽光発電により発電した電気の買取価格は低下傾向であり、町内での民間による太陽光発電設備の設置も当初からは減少している。

さらに、太陽光パネルの処分費についても懸念される課題となっている。

### (2) その対策

本町では、平成25年度から、土庄町住宅用太陽光発電設備設置費補助金交付要綱を定め、令和2年度までに合計86件の補助を実施した。今後も、再生可能エネルギーの普及・啓発を推進する。

また、台風、地震等の災害時における避難施設のエネルギーの確保のため、公共施設への再生可能エネルギー設備等の整備を行う。

目 標	令和2年度実績	令和7年度
住宅用太陽光発電設備設置費補助	9件/年	10件/年
公共施設への再生可能エネルギー施設設置件数	4件	2件

### (3) 事業計画（令和3年度～7年度）

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業 主体	備考
1 1 再生可能 エネルギー の利用の促 進	(1) 再生可能 エネルギー 利用施設	再生可能エネルギー設備設置事業	町	
	(2) 過疎地域 持続的発展特 別事業 再生可能エネルギー利用	再生可能エネルギー設備整備事業 内容：再生可能エネルギー設備の整備及 び普及 必要性・効果：避難施設等でのエネルギーの確 保	広域 町	
	(3) その他	二酸化炭素排出抑制対策事業【再掲】	町	

### 1 3. その他地域の持続的発展に関し必要な事項

#### (1) 現況と問題点

地方分権が進展し、各自治体においては、地域に応じた町づくりを行っているところである。地域の資源をいかに有効に活用し、特色ある町づくりを行うかについて、本町においては、平成16年度から村里づくり事業を実施してきた。平成22年度からは、地域活性化支援事業として制度を拡充し、住民参加による一層の地域づくりを推進しようとするものである。

これは、町内を10地区に分け、具体的に旧村単位での地域づくりの実現を図っていくもので、この共同作業によって、各地区を「生活共同体」として再構築し、町職員の組織力、事務処理能力を活かして住民参加型による地域の活性化を図る。

また、人口減少社会に移行する中で、地域間格差が懸念され、地方の将来は極めて厳しいと考えられることから、地方を元気にし、地方圏での人口定住の核を確保することを目的とした「瀬戸・高松広域連携中枢都市圏」を県内3市5町で形成している。

#### (2) その対策

##### ① 過疎地域持続的発展特別事業

- ・ 自分たちの地域は、自分たちの力できれいにしていくという意識の醸成を図り、従来の陳情行政からできるだけ脱却を図る。
- ・ 主体はあくまでも住民であり、地区内の施策に関する協議、調整など積極的な参画を推進する。

##### ② その他

- ・ 中心市及び近隣市町と連携協力し、活力ある社会経済を維持するための拠点を形成するとともに、圏域全体の魅力の向上や地域活性化、住民の安心・快適な暮らしの実現を目指す。

目 標	令和2年度実績	令和7年度
広域連携事業数	56件/年	58件/年

#### (3) 事業計画（令和3年度～7年度）

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業 主体	備考
1 2 その他地 域の持続的 発展に関し 必要な事項	過疎地域持 続的発展特 別事業	地域活性化支援事業 内容：地域ごとに町おこしを行うこと による人材の確保及び育成 必要性・効果：地域の活性化、人口減少対策	町	

事業計画（令和3年度～7年度） 過疎地域持続的発展特別事業分

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業 主体	備考
1 移住・定 住・地域間 交流の促 進、人材育 成	移住交流推進事 業	U・I・J ターンなど、移住・定住の 促進による、人口減少対策及び地域 の活性化を図る。	町	人口減少に歯止 めをかけ、地域 活性化に資する ものであり、事 業効果は将来に 持続的に及ぶも のである。
	友好都市交流事 業	地域間交流の促進による文化の交 流及び地域の活性化を図る。	町	
	雲仙市交流事業	地域間交流の促進による文化の交 流及び地域の活性化を図る。	町	
	域学連携交流事 業	大学等との交流促進により新たな 魅力づくりを行う。	町	
	地域活性化支援 事業	人材の確保や育成をすることによ り、人口減少対策及び地域の活性化 を図る。	町	
2 産業の 振興	多面的機能支払 交付金事業	耕作放棄地の発生防止を目的に、耕 作地の機能維持、農道・水路の健全 な維持管理を行う。	町	産業の持続的な 発展に資するも のであり、事業 効果は将来に及 ぶものである。
	中山間地域等直 接支払交付金事 業	農地保全に対する交付金による耕 作放棄地の発生防止を行う。	町	
	荒廃農地等利活 用促進事業	荒廃農地整備し、農業経営の拡大を 図る。	町	
	食の安全安心確 保事業	減農薬栽培を推進し、安全安心な農 産品の消費を促進する。	町	
	小豆島オリーブ 牛振興事業	小豆島オリーブ牛のPRを行うこと により、消費を促進するとともに 、人材の育成、牛舎の整備を行う。	町	
	商工業振興団体 助成事業	産業関連団体に補助金を助成し、地 場産業等の活性化を行う。	町	
	観光団体イベン ト助成事業	観光振興団体に補助金を助成し、観 光事業の活性化を行う。	町	
	瀬戸内国際芸術 祭事業	現代アートの祭典を実施し、観光客 の増加・交流人口の拡大を図る。	町	
	地域資源活性化 事業	観光資源を活用したイベント等を 実施し、地域資源の磨き上げを行 い、観光客の増加・交流人口の拡大 を図る。	町	
小豆島とのしょ うふるさと応援 大使事業	観光大使と連携したイベント等を 実施し、地域資源の磨き上げを行 い、観光客の増加・交流人口の拡大 を図る。	町		

	日本遺産推進事業	日本遺産「石の島」に関するイベント等を実施し、地域資源の磨き上げを行い、観光客の増加・交流人口の拡大を図る。	町	
	企業誘致助成事業	企業誘致を推進し、雇用の確保、産業の振興を図る。	町	
	次世代産業育成モデル事業	新たな産業モデルの開発及び実証を行い、雇用の創出に寄与する。	町	
	輸送費支援事業	地元特産物に対して海上輸送費の補助を行い、地場製品の販売を促進する。	町	
	港湾施設長寿命化事業	港湾施設管理等の長寿命化計画による効率的な港湾の管理運営を行う。	町	
	漁港海岸長寿命化事業	漁港海岸管理等の長寿命化計画による効率的な漁港の管理運営を行う。	町	
	漁港海岸高潮対策事業	漁港背後地の浸水防止のための事業計画を作成することで、効果的な高潮対策を行う。	町	
3 地域における情報化	土木積算システムの保守業務	システムの保守管理による効率的な土木積算を行う。	町	行政サービスの効率化を図ることで住民サービスを向上しようとするものであり、事業効果は将来に持続的に及ぶものである。
	公営住宅管理システム業務	システムの維持管理及び更新による効率的な住宅管理を行う。	町	
	固定資産システム多面的運用導入事業	システムの更新及び高度電子化により効率的な住民サービスの提供を行う。	町	
	滞納整理推進事業	町税等債権の一元管理及びシステムの更新による事務効率化と徴収率向上を図る。	町	
	戸籍・住基電算システム更新事業	電算システムの更新による事務効率化及び住民サービスの向上を図る。	町	
	会計情報データ化事業	口座振替等データの電送化により事務の効率化を図る。	町	
	テレワーク整備事業	テレワーク環境を整備することで、働き方の多様性を確保する。	町	
	Wi-Fi 環境整備事業	Wi-Fi 環境を整備することで事務の効率化を図る。	町	



	AI・RPA 導入事業	AI・RPA を導入することで事務の効率化を図る。	町	
	個人番号カード利活用事業	個人番号カードを活用し、効率的な住民サービスの提供及び事務の効率化を図る。	町	
	町税等納付手段拡大事業	町税等のコンビニ納付・キャッシュレス納付など納付方法を拡大し、効率的な住民サービスを提供する。	町	
	町税務手続デジタル化事業	町税等の手続きの電子化をすることで効率的な住民サービスを提供する。	町	
4 交通施設の整備、交通手段の確保	離島航路運行維持費補助	赤字航路への補助による離島地域の海上交通の確保を行う。	町	住民にかかせない公共交通の利便性を向上しようとするものであり、事業効果は将来に持続的に及ぶものである。
	離島生活航路運航事業	生活航路の運航費補助による離島地域の海上交通の確保を行う。	町	
	路線バス確保維持事業	路線バス運行の赤字補てんによる路線バスの確保維持を行う。	町	
	コミュニティバス運行事業	町営バスの運行による交通空白地帯の解消を図る。	町	
	地域公共交通利用促進事業	公共交通の利用者増加による公共交通の活性化を行う。	町	
	道路台帳補正業務	道路台帳の管理による道路の適正な維持管理を行う。	町	
	道路メンテナンス事業	道路施設の調査・計画・設計等を行い、効率的な道路施設の管理を行う。	町	
	交通安全施策補助事業	ドライブレコーダー導入補助等交通安全に関する補助を行うことで、交通事故防止・安全運転の啓発を行う。	町	
5 生活環境の整備	ごみ減量化推進事業	ごみの減量化の推進及び啓発による環境美化を図る。	町	地域住民が安心、安全に暮らせるように実施するものであり、事業効果は将来に持続的に及ぶものである。
	一般廃棄物処理施設整備計画等業務委託	一般廃棄物処理施設整備に係る各種計画策定業務及び調査業務委託により安定したごみ処理体制を確保する。	町 広域	
	老朽危険空き家除去支援事業	老朽危険空き家の除去支援による良好な住環境の実現を図る。	町	

	老朽危険公共施設除却事業	老朽化した公共施設の除却による良好な住環境の実現を図る。	町	
	防災ハザードマップ作成事業	災害時の避難所の確認等により住民の安全確保を図る。	町	
	消防指令台保守点検業務委託	消防指令台の保守点検を行うことにより住民の安全確保を図る。	広域	
	町営住宅長寿命化計画策定	町営住宅の効率的な施設管理のため、調査、計画等を実施する。	町	
6子育て環境の確保、高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進	重度障害児島外通院交通費補助事業	島外通院に要した費用の一部を助成し、障害児の健康増進及び生活の安定化を図る。	町	住民が健やかに生活できるように福祉サービスや子育て環境を整備するものであり、事業効果は将来に持続的に及ぶものである。
	難聴児補聴器購入費用助成金	身体障害者手帳の交付の対象とならない児童が補聴器の購入に要する費用の一部を助成することにより、軽度・中等度の難聴児の健全な発達を支援する。	町	
	児童障害福祉年金支給事業	一定以上の障害を有する児童の保護者に年金を支給し、障害児を有する世帯の生活の安定化を図る。	町	
	乳幼児医療費支給事業	6歳未満の乳幼児の医療費を助成することにより、乳幼児の疾病の早期発見と治療の促進を行う。	町	
	子ども医療費支給事業	6歳から18歳未満の児童の医療費を支給することにより、児童の疾病の早期発見と治療の促進を行う。	町	
	未熟児養育医療費支給事業	医師が入院養育を必要と認めた未熟児に対して、入院医療費を支給することにより、未熟児の生後速やかに適切な処置を行う。	町	
	児童手当支給事業	中学校終了前の児童を養育している者に児童手当を支給することにより、家庭生活の安定に寄与するとともに、児童の健全な育成及び資質の向上を図る。	町	
	障害児通所支援事業	児童発達支援及び放課後等デイサービス等の事業を実施することにより、生活能力向上のため、学校教育と相まって障害児の自立促進を図る。	町	
	一時預かり事業	保護者の事情により一時的に保育所に子どもを預けられる事業を実施することにより、保護者の負担軽減を図る。	私立保育所	

病児・病後児保育事業	病気後に医師の診断を経て一時的に子どもを預かる事業を実施することにより、保護者の負担軽減及び病気の感染防止を図る。	町
私立・町外保育所運営事業	保護者の労働等で保育を必要とする児童について、町内私立保育所及び町外公立保育所への委託による保育を行い、児童の生活環境の確保を図る。	私立・町外保育所
認定こども園運営事業	認定こども園5園の管理運営等を行うことで、子育て環境の充実を図る。	町
こどもさくら公園運営事業	芝生広場及び複合遊具等の適正な維持管理を行い、子育て世代及び多世代の交流による賑わいを創出する。	町
福祉バス運行事業	公共交通空白地帯での無料バスの運行により高齢者の移手段の確保を行う。	町
社会福祉協議会補助金	社会福祉協議会へ補助金を交付し、社会福祉事業の健全発達、社会福祉活動の活性化による地域福祉の推進を図る。	町
高齢者訪問・寝たきり老人見舞い事業	95歳以上の高齢者への祝い品及び寝たきり老人への見舞品を配布し、高齢者への慶祝を行う。	町
老人クラブ事業	老人クラブの育成及び支援により、高齢者介護予防や地域支え合い活動を促進する。	町
福祉電話設置事業	独居老人に対し電話を設置することにより高齢者の福祉の増進を図る。	町
緊急通報体制整備事業	独居老人に対する機器の貸出により高齢者の安全管理を行う。	町
敬老会補助事業	敬老行事への補助を行い、高齢者の生きがいを創出する。	町
土庄町ふれあいサービス事業	介護保険外の家事援助サービスを提供し、多様なサービスを提供する。	町
高年齢者就業機会確保事業	シルバー人材センターへ補助金を交付し、高齢者への就業機会の確保及び提供を図るとともに、高齢者の能力を生かした活力ある地域社会づくりを行う。	町

社会福祉法人利子補給事業（老人福祉施設）	老人福祉施設整備における借入に対する利子補給により、社会福祉施設整備の促進を図る。	町	
老人ホーム入所措置事業	老人福祉法第11条の規定による入所等の措置により、老人福祉の増進を図る。	町	
障害者医療費給付事業	身体の障害を除去又は軽減し、日常生活を容易にするための医療給付を行い、障害者に対する日常生活能力及び職業能力の回復を図る。	町	
障害者自立支援給付事業	障害支援区分に応じた介護給付や補装具の給付等により、自立した日常生活及び社会生活のためのサービスや支援等を行う。	町	
地域生活支援事業	移動支援、日中一時支援及び日常生活給付等の事業を実施し、障害者への自立支援を図る。	町	
心身障害者等医療費給付事業	一定以上の障害を有する者への医療費助成により、心身障害者の健康の保持、増進及び生活の安定化を図る。	町	
心身障害者扶養共済掛金助成事業	心身障害者扶養共済制度加入者に対する助成により、独立自活が困難な者が属する世帯の生活の安定化を図る。	町	
通院困難者支援事業	島内の通院に要する費用の一部を助成することにより、通院時の経済的負担及び移動手段の負担を軽減する。	町	
福祉医療協力交付金	小豆郡医師会及び小豆郡歯科医師会に交付金を交付し、福祉医療に対する協力体制を確立する。	町	
ひとり親家庭等医療費支給事業	ひとり親家庭等への医療費助成により、母子等の健康の保持、増進及び生活の安定化を図る。	町	
予防接種事業	住民に対し各種予防接種を実施することにより、伝染の恐れがある疾病の発生及びまん延を予防する。	町	
エンゼル祝金等支給事業	出産、第3子以上の養育に給付金を支給し、保護者の経済的負担の軽減を図る。	町	
結婚生活支援事業	少子化対策、人口減少対策のため、新婚世帯に対し住居費等を補助する。	町	

	特定不妊治療費助成事業	不妊治療を行った者へ助成し、経済的負担の軽減を図る。	町	
	遺族厚生会補助金	遺族厚生会へ補助金を交付し、戦没者英霊の顕彰と遺族の福祉増進を図る。	町	
	修学資金貸付事業	看護師等の養成所に在学する者に対し修学資金を無利子で貸し付けることにより、町内医療施設等における看護職員等の確保を図る。	町	
7 医療の確保	職員等スキルアップ事業	医療職等職員の技術向上を図ることにより、充実した医療サービスを提供する。	企業団	医療サービスを充実させ、継続して実施していることとあり、事業効果は将来に持続的に及ぶものである。
	診療所施設運営事業	公立病院跡地で診療所を運営することにより、安定した医療サービスを提供する。	企業団	
	地域医療人材確保事業	医療従事者等の確保を行うことにより、安定した医療サービスを提供する。	企業団	
	豊島歯科診療所運営事業	巡回歯科診療を実施することで歯科診療の充実を図る。	町	
8 教育の振興	地域子育て拠点事業	子育て支援センターを運営することにより、保護者等の子育て相談及び情報交換の場を提供する。	町	すべての町民が安全、安心に学び続けられる場を整備するものであり、事業効果は将来に持続的に及ぶものである。
	遠距離通学補助事業	遠距離通学者へ補助を行うことにより、保護者の経済的負担を軽減する。	町	
	部活動休日登校補助事業	休日の登校に対する補助を行うことにより、保護者の経済的負担を軽減する。	町	
	スクールバス等運行委託事業	小学校及び中学校のスクールバスを運行委託することにより、効率的で安全な登下校の確保を行う。	町	
	豊島地区放課後児童預かり事業	豊島地区の小学生を対象とした預かりを行うことにより、小学生保護者の就労支援を通じた子育て環境の充実を図る。	町	
	特別支援教育コーディネーター事業	発達障害等の相談事業におけるコーディネーターを行うことにより、相談業務の充実を図る。	町	
	通級指導教室学力向上事業	通級指導教室への支援員派遣を行うことにより、支援を要する児童への効果的学習の確保を図る。	町	

	放課後児童クラブ運営事業	小学生を対象とした放課後児童の預り事業を行うことにより、子育て家庭に対する就労支援の充実を図る。	町	
	ICT教育推進事業	GIGAスクール構想におけるICT教育の推進、タブレット端末を活用することにより、児童・生徒の学習意欲の向上、個別最適化された学びの実現を図る。	町	
	社会教育団体助成事業	社会教育団体への補助金を交付することにより、社会教育の充実を図る。	町	
	地域スポーツクラブ事業	総合型地域スポーツクラブの運営等の支援を行うことにより、スポーツを通じた世代間交流を促進する。	町	
	老朽化・廃止等施設解体撤去事業	廃校舎等の解体撤去を行うことにより、危険防止、景観保全及び用地の有効活用を図る。	町	
	施設長寿命化計画策定事業	学校施設及び社会教育施設等を保全するための計画を定めることで、ライフサイクルコストの縮減を図り、財政負担の軽減・平準化を行う。	町	
9 集 落 の 整備	自治会活動支援事業	自治会活動に対する補助を行うことにより、安定的な自治組織の維持を図る。	町	過疎化が進む現状を踏まえてまちづくりを進めていくためのものであり、事業効果は将来に持続的に及ぶものである。
	都市計画区域整備事業	都市計画マスタープランを作成することにより、住民の意向を反映させたまちづくりの基本方針を総合的に定める。	町	
	立地適正化計画策定業務	都市機能、土地利用等の誘導を行い、住民の生活利便性の向上等を図る。	町	
10 地 域 文化 の 振 興 等	文化財保護整備育成事業	文化財の保護、整備及び人材育成を行うことにより、伝統文化の継承等を行う。	町	伝統文化の継承等を行うものであり、事業効果は将来に持続的に及ぶものである。
	文化組織運営補助	文化組織に対する運営補助を行うことにより、伝統文化の保持及び育成を行う。	町	
	文化財資料整理事業	文化財資料の記録化を行うことにより、文化財保全及び研究データの蓄積及び継承を行う。	町	
	民俗資料整理事業	民俗資料の記録化により、民俗資料の継承を行う。	町	

1 1 再生可能エネルギーの利用の促進	再生可能エネルギー設備整備事業	再生可能エネルギー設備を整備することによる避難施設でのエネルギーの確保及び再生可能エネルギーの普及促進を図る。	町 広域	温室効果ガス排出抑制を目指すものであり、事業効果は将来に持続的に及ぶものである。
1 2 その他地域の持続的発展に必要な事項	地域活性化支援事業	地域の活性化と人口減少対策のため、地域ごとの町おこしを行うことによる人材の確保及び育成を図る。	町	地域ごとの町おこしを行うことにより、地域の活性化に資するものであり、事業効果は将来に持続的に及ぶものである。